

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（二）

フィリップ・ブオナローティ 著

田 中 正 人 訳

目 次

凡 例

序 言

第一章 革命の諸局面——テルミドールまで

以上、前号

第二章 平等派——パンテオン・クラブの創設と解散（その一）

以上、本号

第二章 平等派——パンテオン・クラブの創設と解散（その二）

以下、続載

第三章 秘密総裁府——設置とその組織

.....\*

## 第二章 平等派——パンテオン・クラブの創設と解散（その1）

平等の友は一七九三年憲法を要求し、敗北した

平等の友たちは、テルミドール九日以前には革命政府がもとの純粋な形のまま維持されることを願っていたが、それと同じ程度に、それ以後には、革命政府が崩壊し、その革命政府に取って代えて、貴族支配 aristocratie による術策の対象となっていた一七九三年憲法〔が施行されること〕を望んでいた。彼らは、平等の勝利を期待してはいなかったが、少なくとも政治的諸権利を人民に手に入れさせることだけは願っていたからである。

これが、共和暦第三年ジェルミナル一二日（九五年四月一日）の運動とブレリアール一日（同年五月二〇日）の蜂起の理由であった。これらの日々が不首尾に終わったために、自由の敵たちの怒りはいっそう強くなり、また、共和国全土で監獄に詰め込まれたり、殺されたりした善良な市民の数が激増した。

パリの監獄は平等をめざす陰謀の温床であった

自由の友たちがいっせいに投獄され、監獄から監獄へと頻りに移動させられたことが、彼らがお互いにより深く知り合い、より緊密なつながりをもつようになるという利点を彼らにもたらした。それゆえ、パリの監獄、なかでもブレシ監獄およびキャットル・ナシオン監獄は、激しい革命的高揚の温床であった。

私がその出来事を叙述しようとしている陰謀の主要な当事者が、ブレシ監獄内で知り合うこととなった。すなわち、ドゥボン、ジュリアン・ド・ラ・ドローム、元リヨン市長のベルトラン（本章原注（16）を参照）、フォントネル、フィリオン、シャナン、シモン・デュプレー、ボドソン、クロード・フィケ、マサール、ブーアン、モロワ〔序言〕

訳注〔7〕を参照)、トランシヤール<sup>15</sup>、グラール<sup>16</sup>、マイエ<sup>17</sup>、レヴォール<sup>18</sup>、ソリニヤック<sup>19</sup>、グラヴィエ<sup>20</sup>、ジュリアン・デ・ザルム<sup>21</sup>、ダレール<sup>22</sup>トウナイユ<sup>23</sup>、バブーフ〔序言〕訳注〔1〕および本章原注〔14〕を参照)、ジェルマン〔序言〕訳注〔6〕参照)、ブオナローティ〔序言〕訳注〔12〕を参照)、オランジュ県人民委員会のメンパー、アラス〔パドゥカレー県〕、カンブレレー〔ノール県〕、アンジェ〔メヌエールワール県〕、レンヌ〔イールエヴィレーヌ県〕そしてプレスト〔フィニステール県の軍港都市〕の革命裁判所の人びと、パリ、ナント、ヌヴェール〔ニエール県〕そしてムラン〔アルトワ県〕の革命委員会の人びと、そしてその他すべての県の数多くの民主派の人びとが、共和暦第三二年フロレール〔九四年四月下旬〜五月中旬〕にブレシ監獄に囚われていたのである。

新たな専制支配を幾度となく青ざめさせた電気火花がこれらの苦痛の施設〔監獄〕から飛び散った。共和暦第三年ブレリアール一日の蜂起が疑いもなく、ブレシに収監されていた何名かの市民による企てであったことを私は知っている。その中には、より個別的に言えば、その後総裁政府のサンドマング〔現在のドミニカ共和国の首都サントドミンゴ〕派遣委員となったルブラン<sup>24</sup>、そしてクロード・フィケの名前が挙げられる<sup>25</sup>。

愛国的な文筆家までが、きわめて血腥い断罪の犠牲となった平等の友たちの血を惜しむがゆえに、失敗に終わったこの日の首謀者たちに対し王政主義という汚点を刻みつけようと努めた。しかし、議論の余地のないこの事実〔前のパラグラフ参照〕を、蜂起の口火となった印刷文書、蜂起した人びとの諸要求、そして彼らを支持した議員たちの政治的性格と突き合わせてみるならば、そうした汚点を拭い去るのに十分である。この断罪はきわめて広範かつ激烈であったので、パリのいくつかの監獄に何千人と慌ただしく送り込まれた市民の中には、関係のない人びとや、所属しているとして告発された党派の勝利に反対の者すら、数多く存在していた。

## 投獄された愛国派の生活態度と關心事

これまでになかった、感動的な光景が、当時これらの監獄の内部に彩を添えた。貴族支配によって監獄に投げ込まれた人びとが、きわめて仲良く、つましい生活を送っていたのであり、彼らの愛国的献身の帰結である牢獄と貧困を自慢し、仕事と勉強にいそしみ、祖国の災禍とそれを終わらせる手段についてのみ語り合っていた。彼らが声を合わせて鳴り響かせる愛国歌は、夕方になるといつも、珍しさからられ、あるいは虜囚と似通った感情にかられた多勢の市民をこの悲惨な場所の周りに集めていた。

祖国愛に燃え、迫害を受けて奮い立ち、また長時間にわたる頻繁な意思疎通を通じて共通の感情を強固に抱いたこれらの筋金入りの人びとは、当然のことながら、革命を立て直し、彼らの願いの一貫した目標を最後には達成するために、いかなることをも企てる気になっていたはずである。それゆえこの時期の監獄は、共和暦の第三年目と第四年目との間に激発した、民主政を目差すいくつもの陰謀の揺籃だったのである。

## 共和暦第三年の、すなわち一七九五年の憲法

人民的な法の放棄はついに、うわべだけその法の執行を委ねられた委員会（憲）によって仕上げられた。この委員会が共和暦第三年メシドル五日（九五年六月二三日）に国民公会に対して提出した新憲法草案は、拘禁中の愛国派にとって重大な考察テーマとなった。彼らは、どの第一次会よりも分別をもつて草案のすべての条文を検討した。以下に彼らが抱いた見解を掲げておく。

## この憲法についての平等の友たちの見解

提出された憲法案は、その起草者の真意に関しては疑いの余地がありうるが、その提案に先立つ報告（憲）を読めば、その

疑念は完全に一掃されるであろう、と平等の友たちは述べていた。その意図は「富裕と貧困を維持する」という言葉のうちにすべて示されている。したがって彼らは、この代物をエゴイスト派によるさまざまな侵害の最終結果と見做したのである。

国民代表への被選挙権の条件として土地所有を要求した条文と、以前に下級の公職を遂行したことのない者は誰も上級の公職には選出されえないとした条文とが削除されたが、委員会草案は採択され、共和暦第八年テルミドール一日（一九九年一月九日、ボナパルトによるクーデタ）までフランス国民にとって基本法の代わりとなった。

わずかばかり検討するだけで、富裕と貧困の維持がこの体系を構成するあらゆる部分の基礎をなしていたことを確信しうる。

この憲法はまず、あらゆる要求を沈黙させるために、また人民にとって有利な改革への道をすべて永遠に閉ざすために、人民から政治的諸権利を奪い去ったか、あるいはその一部を削り取った。それゆえ人民が参加しないまま、また、法律に対していかなる種類の批判を行うこともできないまま、法律が作られることとなった。その憲法は、人民とその子孫を永遠に束縛することとなった。人民には憲法を変更することが禁じられたからである〔憲法改正に関する第八章の諸規定によって九年以上改正は不可能〕。なるほどその憲法は人民主権を宣言〔人権宣言〕の「権利」第一七条および「憲法」本文第二条〕してはいるが、しかしその中では人民の議論はすべて叛乱を促すの罪に属するものであると公言されている。権利の平等について漠然と述べた後で、憲法は多くの市民から市民権を奪い、国家の主要な職務に選び出す権利をもつばら富裕な人びとにのみ割りあてた。最後に、反道徳性と不正と抑圧の源であり、不幸の元となるあの不平等をいつまでも維持するために、この憲法の起草者たちは、国民全体を啓蒙し、共和主義的な青年を育成すること、貪欲と野心のもとたらず災禍を減らすこと、世論を正すこと、習俗を改善すること、そして無為で野心を抱く金持ちたちの執拗な支配から人民大衆を守ることに、これらを目的とするいっさいの制度を、細心の注意を払いつつ取り除いた。

『市民権に関する考察』と題する著作の中でアントネル<sup>1)</sup>によって、またフェリックス・ルベルティエ<sup>2)</sup>の『共和曆第三年憲法に関する理由ある投票』の中で、普通法<sup>3)</sup>に対するこうした恥知らずな違反について、また人民的な立法機関なるものが果たすべき主要な義務の無視についてフランス人民に対して暴露がなされた。

当時の指導者たちが、厳粛に表明された主権者の意思に、また彼ら自身が行なつた約束にも敢えて背いた際の大胆さは憤りをもって迎えられたが、驚きを呼ぶことはなかった。<sup>4)</sup>一七九三年憲法は恥知らずな中傷を受け、また平等の教説は、途方もない詭弁によって、かつては平等の正しさを賛美していた当の本人たちからさえ罵倒された。<sup>5)</sup>

#### 平等の友たちからの抗議

公会が採択した憲法草案については、数多くの抗議の声が投獄された共和主義者から第一次会に伝えられた。とはいへ、彼らのお手本を、当時民主派 *democrats* という呼称を自慢していた人びとすべてが真似たわけではない。

ブレリアール事件の後、監獄では、不屈の共和主義者たちと、彼ら以外の、自らの自由を犠牲にしつつ貴族支配の意にも、民主政の勝利への期待を失いつつ、当時の革命政府を最も有害な災禍と見做しつつ、憲法秩序のもつ幅ゆえに人民にとって好都合な何らかの変化を引き出しうるのはとの期待を抱きつつ、彼らからすれば差し迫つた王政の再来を防ぐための頼みの綱だけを提案された憲法のうちに見てとりつつ、そして何よりも、自分たち自身にとっての危険と迫害とを恐れつつ、貴族支配的な法を受容した人びとがいた。しかし彼らは、正義を無視して、また普通法を犠牲にしてまで平等の敵たちと妥協するようなことは、どうあつてもしてはならないと思つている人びとの心をぐらつかせることはできなかつた。

共和曆第三年憲法に対する人民の承認は欺瞞である。

公会は、新しい憲法が人民によって承認された、と発表した。開票にあたってはこの上ない混乱が広範に存在した。この「開票」作業と周知の諸事実とから、投票者はきわめて少数だったのであり、多数の市民が第一次会から排除されていた〔本章訳注〔28〕を参照〕のであり、また、最も熱烈に容認した人びとは、エゴイズムの点で際立っていたがゆえに、王政の復活を企てたとしてしばしば告発を受けていた人びとであった、ということになる。

エゴイストたちの中には保守主義者と野心家との間にきわめて実質的な区分があったことを忘れてはならない。後者は、共和曆第二年テルミドール九日までにはほぼ一貫して平等の誠実な友たちを真似ており、またそのことによって反革命派から憎悪を買っていた。当時愛国派を自称していた公会メンバーは、ほぼすべてこの最後の部類に属していた。

#### 公会議員に対する断罪

革命に対する憎悪はきわめて激しいものとなった。それゆえ、当初は革命の無私無欲の友たちにも降りかかっていた断罪が、ついには、革命を煽っていた過去があり、最近の罪悪をもってしてもかつての美德の痕跡を容赦されなかつた人びとにまで及んでいった。紳士たち、生まれの良い人びと、立派なブルジョワたちは、貴族階級からの略奪品で豊かになっている、かつての恐怖政治家たちと席を同じくしようとはしなかつたのである。

恐怖政治を行ったか、あるいは恐怖政治を放置したと告発された国民公会議員すべてが、だれかれの区別なく、革命の敵たちの激しい怒りに委ねられたのであり、いくつかの例外が設けられたのは、ご立派な人びとの諸特権を彼らが下層民、canailleと呼んでいた貧乏な人びとの、叛乱を促す主張から根気よく防衛しようとしたことで評判の人びとに対して、特別の配慮がなされたからにすぎない。

## 革命の敵たちの期待

新憲法の施行と新たな立法府〔元老院と五〇〇人院〕は、革命の敵たちに対して権力にある程度参加することを期待させ、また、彼らの中の何名かに対しては、王政の再来を期待させたように思われたのであり、最高権力機関が平等への道から逸れ、あらゆる専制支配の原因にして結果であるエゴイズムの曲がりくねった道に迷い込むたびに、彼らは王政を自慢した。

## 人民は議員の三分の一改選によって抑圧される

新憲法の精神を永續させるべく、その起草者たちは、立法府を毎年三分の一のみ改選すること〔九五年憲法第五三条〕、また、この機関の最初の構成に際しては有権者総体の自由な選択によって公会メンバー<sup>⑩</sup>の三分の二を入れることを考案した<sup>⑪</sup>。

何名かの犯罪的な立法者の不安に満ちた用心深さからとられたこれらの措置、人民を永遠に抑圧するために考案されたこれらの措置は、とりわけ公会議員たちの情念を満足させるものであった。

権力の行使が気に入っていた人びと、自ら身を汚した背任行為について告訴されることを恐れていた人びと、平等を恐れていた人びと、そして民主政の諸原理のことを考えただけで恐怖を覚えていた人びとが、急いで〔八月二二日に〕新憲法を採択した<sup>⑫</sup>。

公会内部では、真の共和主義者にとっても、また王党派にとっても不愉快きわまりない、平等の偽りの友たちは、もっとも熱烈にこの改選方法を支持する態度を示した。

彼らは、自分たちに逆らっていた人びとを、また、この場合には、人民的な諸制度を常に拒絶していたのと同じ人びとを、〔それまでも〕多用してきた策略を用いることによって、王政の再建を企てたとして告発していた。



王党派の主張を認めることになるのではないかといい心配、欲深い人びとの私利私欲、そして、平等の真の友たちがどちらにも同じように犯罪的な二つの党派のいずれかを選択せざるをえない状況、これらが世論に対して大きな影響を与えた。その結果、人口と比べればその数はきわめて小さく、またきわめて混乱に満ちた形で集計されたものであるにせよ、相当数の投票があったのであり、そのことによって、大衆の非難の叫び声ゆえに彼らが人民の承認に委ねざるをえなくなった改選に関するデクレに法律としての効力を与える口実が、非難されるべき公會議員たちに対して提供されることとなったのである。

#### 平等の友たちは非難されるべき公會議員を防衛した

このデクレの公布から、騒擾や紛争が、そしてついに、共和暦第四年ヴァンデミエール一三日〔九五年一〇月五日〕にはバリの諸セクションの叛乱が生じた。その日、公會議員たちは、少し前に彼らが自由の敵たちの激しい怒りにさらした人びと〔平等の友たち、すなわち真の民主派〕の私心のない献身的行為がなかったならば、その大多数が命を失ったことであろう。全面的な隷従の脅威にさらされた祖国への愛から、また、迫りつつある衝突から自分たちがこだわる大義に有利な事態が立ち現れるのを目にしたという希望から、一握りの共和主義者が、セクション員からなる大勢の軍隊と戦うことによって、彼らにとつての真新しい敵を守ろうと決心した。

自らの周りに多数の腐敗分子を呼び寄せることによって革命を墮落させた公會議員たちが、腐敗分子の敵であると自ら公言していたならば、彼らは民主派に屈服し、民主派の願望に譲歩せざるをえなかったであろう、と言われていた。

こうした考え方から、きわめて断固とした、きわめて見識のある人びとが武器を手にしたのであり、復讐への願望と権力を再び掌握したいという希望とに駆り立てられた人びとがこれに加わった。この寄せ集めは、その他にも、脅しを受けていた公會議員と似かよった人びとで大きくなり、そこから、一七八九年の愛国者大隊 *Bataillon des patriotes*

de 1789」という名称で指し示される武装部隊が形成されたのである。

これはきわめて注目すべき呼称である。それは、世論がテルミドール九日以来どれほど損なわれていたかを明らかにし、また、凶々しくも何とか共和主義者を自称しつつ、なるほど平等の友たちの支援を願ってはいしたが、その実、平等の友たちと和解したと疑われることを恐れていた公會議員たちの、この上ない腐敗墮落ぶりを示しているからである。

### 公會議員の新たな裏切り

ヴァンデミエール一三日の戦闘の後、平等への愛によって勝利に導かれた人びとは、人民の諸権利の回復という、その日の指導者たちが行った約束を守るよう彼らに催促したが、それは無駄なことであった。その指導者たちが極度の慎重さを勧めていた口調からして、ただ恐怖心だけから彼らが交わした約束など当てにしてはならない、ということがよく分かったのである。

公会の圧倒的多数派が平等の友たちの要求を回避するための逃げ口上を探していたのに対し、依然獄中にあった公會議員たちは、民主政のためにその勝利を利用するよう、自由の身となっていた仲間たちに倦むことなく要請していた。彼らは、有徳の士たちが大きな勢力を有し、また震え上がっている元老院議員たちが有徳の士たちのおかげで命を永らえているこの機会を逸したなら、流血はまったくの無駄に終わるのであると、と述べていた。彼らは、最近の選挙の無効、新憲法の廃止、そして一七九三年憲法の即時施行を公会に対して緊急に求めることを望んでいた。

選挙の無効が要求されようとし、またすでに署名の済んだ請願文が提出されようとしたそのときに、テルミドール〔九日〕に加担した議員たちが、他の何人かの、〔九三年〕五月三十一日に国民公会の裁きが打ち倒した議員たち〔ジロンド派〕と一緒にあって、人民的な法律の方を王政よりも恐れて、請願書への多数の署名者を分断することに成功し、

〔その結果〕この請願書は提出されなかった。

しかしながら、公会自身の中にも加担者が含まれていた叛徒たち（王党派）の力がかりな計画を明らかにしたパラスの報告の後で、公安委員会<sup>37</sup> une commission de salut public なるものが設置されたのであり、この委員会が帯びていると推測された意図は一時、共和主義者たちの間に希望を再びかき立てたが、それはすぐに裏切られることとなった。事實、選挙の無効がこの委員会によって提案されようとしている、と思われたのである。しかし、この委員会に敬意が払われすぎたからであれ、ティボドー<sup>38</sup>の辛辣な毒舌に委員会が怖気づくままであったからであれ、この委員会は何の改善にもならない、わずかな弥縫策を提案するにとどまった。そして、恐怖政治および秩序破壊 anarchie という名称を与えられた平等を以前よりもいっそう強く憎悪する公會議員たちによって、共和曆第三年憲法はほとんど間をおくことなく施行された（公布は共和曆第四年ヴァンデミエール一日（九五年九月二三日））。

### 愛国派の自由の身

ヴァンデミエール一三日の闘いから翌月ブリュメール四日（九五年一〇月二六日）。この日、「共和国万歳」を叫んで公会は解散した」の大赦にいたる間に、依然として獄につながれていた愛国者全員が釈放された（パブーフの釈放はヴァンデミエール一七日（一〇月九日）のデクレにより、一〇月二日）。彼らが自由の身となったのは、人民の大義が勝利したおかげではなくて、彼らの敵の卑劣な政策のおかげである。彼らは、公衆の災禍がいかに深いかを探る場所であった監獄から出ると、彼らの鉄鎖を断ち切ってくれたばかりの裏切り者たちにとって脅威となっていた。

### 愛国派の迷い

この時期、粘り強い平等の友たちは、深刻な退廃に心痛めていた。この退廃はいつの間にか大多数の革命家の意見のうちには忍び込んでおり、民主主義的な諸教説を永遠に忘却させるおそれがあった。大部分がよく考えた末にという

よりも、衝動に駆られて行動する愛国派は概して、ヴァンデミエールの勝利を自慢し、執行機関たる総裁政府にバラスとカルノーが選任されたことを革命にとって好都合な出来事のひとつに数え、また、自分たちが手にできると思い込んでいる地位と優遇措置とを考へて、長期にわたる自らの不運への慰めを見出していた。あたかも彼らは、闊い目標としてきた大義を忘れてしまい、また、つい先ごろ仕上げがなされたばかりの人民の諸権利への侵害には冷ややかな眼差しを向けつつ、祖国の救済は彼ら自身の苦難の軽減のうちにあると見ていたようであった。

しかしながら、全員がこうした見方を共有していたわけではなかった。なぜなら、われわれが今話題にしたばかりの人びとは、新憲法の改正には時期を待たねばならず、公職に巧妙に入り込むことよって憲法改正を準備する必要があると考へたか、あるいはそう考へるふりをしていたが、彼ら以外に、新しい政府が確立され、また共和主義のエネルギーが日に日に減退し続けていることが専制支配の方針を確固たるものにして、事態に強い危惧を覚えつつ、危険を知らせ、人民を自らの諸権利の回復へと導くことは平等の真正正銘の友たちがなすべき義務である、と信じている人びともいたからである。

### 愛国派内の対立

こうした意見の違いから共和主義者たちの間にひとつの対立が形成された。すなわち、しばしば正義の諸原則よりも自分たちの個人的な便益を優先させた人びとが、七八九年の愛国派 *Nationales de 1793* という名称を帯びた。これに対して、それ以外の、民主政を防衛しようとする粘り強さの点で際立っていた人びとは平等派 *Égaux* と呼ばれたのである。

### 平等派の最初の会合

釈放された後に愛国派、そしてとりわけ平等派は自由の行末に不安を覚え、新しい専制支配の進行に対して強力な歯

止めを設けるために、団結し、協力しあおうと努めていた。彼らはキャフェや公園や広場で頻繁に会合をもった。しかしそこでは、どうしてもごく慎重にすべてを論じなければならなかったがゆえに、事態に関する一般的な議論からは、共通の大義に役立つ迅速かつ決定的な成果は何ひとつ垣間見えてこないままであった。

共和暦第四年ブリュメール初め〔九五年一〇月末〕のこと、バブーフ<sup>14</sup>、ダルテ〔本章原注(15)を参照〕、ブオナローティ、ジュリアン・ド・ラ・ドロームそしてフォントネルがひとつの指導中枢を創設しようとして試みた。分裂していた愛国派がこの中枢に合流でき、その後全員で共通の大義に役立つ行動がとりうるようになるためである。そうした目的で催された会合では、いくつかの提案がなされた。ある者は、自らが擁する指導者〔総裁 Directeurs〕たちの後押しに従うように、一種のフリーメーソンの結社に正真正銘の愛国主義者すべてを加入させることを望んだ。また、個々人の署名行為によって直ちに蜂起委員会を設立することを主張する者もあった。しかしこれらの会合には一致した考え方も、有益な結果をうる上で不可欠の信頼関係もなかったために、お互いに理解しあうことはできなかったし、やがて会合をもつこともなくなった。

しかしながら、愛国派を結集し、専制支配を打倒するという二重の計画は断念されたわけではなかった。それこそが、真の共和主義者すべてにとって緊急に必要なことだったからである。したがって間もなく、新たな民衆協会を設立しようという意図から集会がもたれた。ブーアン宅でもたれた第一回の会合には、とりわけ、ダルテ<sup>15</sup>、ジェルマン、ブオナローティ、マサール、シャベル<sup>16</sup>、ルシヨン、ラコンブ、フェリュ、クーランジュ、フォントネル、フィリップ、ジュリアン・ド・ラ・ドローム、ベルトラン、ミトワ<sup>17</sup>、トランシャル、ブーアンそしてボドソンが参加した。

この顔合わせはきわめて感動的なものであった。われわれは、多くの逆境ゆえにほぼ消え失せかけていた希望を新たにしようになったのであり、また、団結を維持し、平等を勝利させることを誓いあったのである。

この集会の関心は、バリのいくつかの区にいくつもの協会を設立する方が、単一の協会を設立することよりも好まし

いのかどうかを知ることに向けられた。長い討論の末に、その決定はより参加者の多い会議に持ち越されたのであり、しかもこうした会議は警察の監視にさらされることのより少ない場所で開催するのが適切であった。そうした会議は、かつてのサント・ジュヌヴィエウ大修道院<sup>10</sup>の庭園の真ん中に位置する小部屋で開催された。

### 新政府の意図

民主派の残存分子たちが再結集に努めていた一方で、共和曆第三年憲法によって樹立された政府は、それ以降一貫して守ることになる政治体制の基礎を築いていた。テルミドール九日の災厄に乘じ、ブレリアールには民主派を打ちのめし、その民主派のおかげでヴァンデミエールに勝利した公会派の意図は、執行府たる総裁政府の構成員たちに全面的に受け継がれた。この意図は以下のように単純化することができる。すなわち、富と権力を保持し獲得し、また、一方では王党派と権勢家たちを、他方では平等の友たちを抑圧することである。

執行権力を構成する五人の総裁は就任後、旧王党派あるいは民主派が優位に立って自分たちにとって手ごわい存在となりそうになる度に、お互いに闘わさるべく、両派を対峙させようと腐心した。

### 新政府は愛国派の集会を奨励した

愛国派が自分たちの協会を結成しようと考えていた時期に、政府は彼らの考えに好意的であるように思われていた。政府は依然としてヴァンデミエールの叛乱分子を威圧しなければならず、また恐怖政治を脅しに使うことによって、疲弊した共和国財政を再建するための諸措置に金持ちたちを否応なく協力させようと望んでいた。それゆえ政府は、愛国派の集会が人民的な方針を想起させようと試みるようになれば直ちに、その高揚を抑える手立てを整えながらも、配下を使って愛国派の集会の開催を奨励していたのである。

## 愛国派および人民の精神

注意深い愛国派は、ヴァンデミエール一三日に人民にとっては無駄に血が流されたのを見て、新政府からは真に有益なことは何ひとつ生じえないという見解を強固にしていたのであって、こうした悪巧みを見逃すことはなかった。

民主派は数が多くなかったし、また、恐怖から覚めたばかりの気弱な愛国派大衆は、依然として新たな迫害のほんのわずかな気配を感じただけで怖気づきかねなかった。

パリの民衆について言えば、彼らは、自分たちの期待を裏切られ、また誹謗中傷と、王政主義および国外からの策略とに惑わされていたために、極度の無関心状態の中で活気を失っていた。その一部は自分たちを苦しめている無数の災禍を革命のせいにするにすらしていた。

## 平等派の慎重さ

サント＝ジュヌヴィエーヴ公園に集まった市民〔同志〕たちは、政府の裏表のある態度が、国民の諸権利への侵害者たる権力機関に対し時期尚早の情熱から正面攻撃しようとする人びとを危険にさらしていることに気づいていた。彼らの述べていたところによれば、何よりもまず、多くの愛国派のものの見方を修正し、彼らに対する人民の尊敬を取り戻させ、人民に自分たちの諸権利および力量について抱いていた意識を回復させることが必要であり、そしてまた、それまでの間は、すなわち政府を攻撃し、政府を覆しうるほどに強力になるまでは、憲法を盾にとること、また、政府による保護を盾にとることすら必要であった。それゆえこれらの方針に基づいて新しい協会を創設することが決定された。そうした協会の精神を保持し、集中させる必要性から、協会をいくつものセクションに分割しようという提案は退けられた。より容易に警察の目を逃れることはできるが、しかしその組織の計画から遠ざかり、策謀家たちと共和政の敵たちにもあそばれる危険にいつそうさらされることになる、という欠点を提供しかねないからであった。

この単一の協会に対しては、非の打ち所のない人びとにのみ呼びかけることが定められ、また彼らに対しては、創設者たちが採用した慎重さを十分に植えつけるべきこととされた。

### バンテオン・クラブの創設

直ちに、サント＝ジュヌヴィエール大修道院の一部を賃借りしていた愛国者のカルティノーが無償で使わせてくれた、元の修道士用食堂に協会〔クラブ〕が開設された（九五年一月一日）。また、この部屋が別種の集會に充てられていた時には、協会の会合は同じ建物の広い地下室で催されたのであり、そこでは仄かな明かり、ざわめき声、そして立ったり地面に座ったりしている参加者たちの窮屈な姿勢が、彼らに企ての重大さとさまざまな危険を、さらに彼らにとつて必要な勇気と慎重さをも思い起こさせていた。この場所がバンテオン（註）に近いことから、新しいクラブにはこの聖堂の名称が与えられた。この集會が開催された直後から、招請を受けたり、組織の魅力に引かれたりして、非常に多くの人々がやってきた。しかし、彼らとならんで、卑屈にも政府のメンバーと結びついていて、自由の友たちが果たすべき全義務を王党派に反対して権力を支援することに限定していた連中も入り込んだ。

### バンテオン・クラブの組織

クラブはまず、自らの組織化に取り組んだ。しかし、大部分のメンバーが慎重であり過ぎたり、あるいはあまりにも気弱であったりしていたために、この組織化にあたっては大きな障害を克服しなければならなかった。かつてのさまざまに協会のなんらかの類似性を呈することを恐れた彼らは、集會権に対して新憲法（註）が作り出した制約（註）以上の制約を自らに課した。彼らの見解では、規約を定め、議長、書記を置き、議事録を作成し、入会許可形式をもつことは、ジャコバン派との類似があまりにも明らかに、新たな迫害に身をさらすことになる、と思われたのである。



ようやく一致点に達して、クラブは規約をもつにいたったが、その規約では、記録も議事録も取ることは許されず、二人のメンバーによる紹介以外のいかなる入会条件も認められなかったのであって、それゆえ、いかなる秩序もほぼ不可能となり、また多勢の怪しげな連中に対してクラブの門戸を開いてしまった。この怪しげな連中は、しばしばクラブの精神を損ない、その内部で有害な論争を引き起こした。演説者と副演説者が議長と書記の代わりを務め、また、必要不可欠の経費への対処法としては、クラブ員の自由な寄付金しか設けられなかった。

#### パンテオン派内部の相違

まもなくパンテオン・クラブは総数二〇〇〇人以上に達した。当時の状況では、またクラブが自らに与えた規約によれば、平等派の一員と見做されるに値しない個人すべてをクラブから排除することは、賢明なことではなく、また簡単なことでもなかった。何度か誤りを犯したところあるきわめて数多くの愛国派の、そしてとりわけ公職に大挙して就くことによる民主政の回復を願っていた愛国派の入会を認めざるをえなかった。

クラブの内部にこうしたさまざまな分子が存在することは容易に気づかれていた。平等派は、人民を啓蒙し、平等の教義の評判を再び高めようとする熱情によって際立っていた。これに対して、八九年の愛国派は、自分たちの安寧と私利私欲とに有利な影響力を政府に及ぼそうとする熱意の点で見分けがついていた。これら二つの党派が代わる代わる優位に立ったことが、相反する動きをクラブに対してとらせたのである。

後者（八九年の愛国派）はしばしば、自分たちの気に入りの市民に職を与えるよう懇請する決定を集会に下させた。これに対し後者「平等派」は、退廃した世論と自由の敵たちが人民を惑わせようと利用した誤りとが呈する痛ましい状況について集会を前に詳しく説明し、平等の勝利のみが人民が願望するにふさわしい目標であるとして提示し、また、ほぼ消えかけていた大衆の勇気を奮い立たせ、大衆があらゆる種類の専制支配から幾度も勝利をもぎ取った際に力となっ

た、あの神聖な情熱をよみがえらせうる手段を画策していた。

### クラブと人民との意思疎通

ひとつの委員会に対し、作業手順と、人民との迅速かつ簡単な意思疎通の方法とを提案する任務が課せられた。「人民に真実を 八九年の愛国派による」と題するポスターはやがて、国民的諸問題に関して公衆の注目を引くにいたった。ただし、統治者たちの報復を引き起こすという軽率な結果を招きかねないがゆえに、このポスターでは彼らはあからさまには攻撃されていなかった。これらの文書がもたらした最初の効果はきわめて多数の勤労者を新しいクラブに引き寄せたことであり、彼らは、希望を取り戻すことによって、クラブで主張されるのを耳にした多くの真実をいたるところで急いで繰り返していた。<sup>(17)</sup>

### 人民的な法律

クラブの設立者たちが設定した目標は、人民に対し早急に救済をもたらすこと、そしてそのことによって、その後に人民の力を彼らの諸権利の回復に用いるために信頼感を手に入れることであつた。それゆえその委員会は、反革命の精神によって忘れ去られていた二つの法律の施行を懇請するよう勧めた。祖国の防衛者たちに一〇億リーヴルの国有財産〔の配分〕を約束していた法律と、物乞いの絶滅を目差して共和暦第二二年に制定された法律の二法である。<sup>(18)</sup>

### パブーフに対する断罪

パンテオンでは慎重に配慮しながら民主政の諸原則に力強さを回復させており、他にもバリのいくつもの地点で同じ精神から協会が形成されており、また貴族支配支持の著述家たちは、いわゆる恐怖政治家たちの新たな試みに対して警

告を発していたが、他方バブーフは、共和国を統治している人びとの犯罪を彼の『護民官』紙で暴きたて、一七九三年憲法の妥当性と正統性とを明らかにし、また、個人的所有権が社会を苛むあらゆる災禍の主要な源泉である、とためらうことなく指摘していた。あまりに激しい勇気ゆえに彼は新たな断罪を受けることとなったが、彼は、人目につかない隠れ家を数名の民主主義者の住居に求めることによってようやく、追求を免れることができた。

#### アマール宅での委員会

同じ頃、フランス人民をますます圧迫していた専制支配に対する蜂起を準備するために、クレリ街（現在のバリ第二区、マレー地区）にあるアマール宅において秘密の委員会が形成されていた。アマール、ダルテ、ブオナローティ、マサル、そしてジェルマンが最初からこの委員会に出ており、「その後」ドウボン、ジュノワ、フェリッククス・ルペルティエ、クレマンそしてマルシャンが相次いで加わっていった。

彼らを満たしていた激しい苦悩を通じて、自由の友たちはあたかも靈感を受けたかのように、人民を抑圧していた憎むべき圧制に対して力を結集するようになった。見識ある民主派は、そうすることが自分たちの果たすべき厳肅な義務であると思っていたのである。

#### 共和暦第三年の政府に関する委員会の見解

アマール宅で会合した委員会の構成員はすべて、共和暦第三年の憲法によって樹立された政府はその起源において正統性をもっておらず、その精神において抑圧的であり、その意図において専制支配的である、と見做していた。また全員が、共和国および自由の救済はこの政府の打倒を否定なく必要としている、とする点で意見の一致を見ていた。

政府を打倒する手段に取り組む前に、メンパーのひとりひとりがその企ての正しさを確信することだけでなく、打倒

の企ての対象である政治秩序に置き換えるべき政治秩序について完全に理解しておくことを、われわれは望んだ。われわれは人民の幸福を心から望んでいたものであり、したがって、軽率にも、現存の専制支配の廢墟の上に新たな専制支配を樹立し、新しい特権を設け、新しい野心を助長する結果になりかねないような混乱に人民を陥れることは、人民の眞の利益に反する、とわれわれは意識していた。

初めのうち、その委員会は政治の学校だったのであって、そこでわれわれは、諸国民を苦しめていた災禍の原因を解明した後に、諸国民を災禍から解放し、かつ、災禍の復活を阻止するのに最適であると思われる社会秩序の諸原理を明確に主張できるようになった。

### 隷属状態の原因たる個人的所有権

人民大衆が、自分たちの自由や自己保存や幸福に不可欠の政治的諸権利を行使するうえで必要な水準の教育と独立性とを手に入れたことはかつて一度もない、と言われていた。古代〔ギリシア、ローマ〕のきわめて分別ある諸国民も、国民を絶えず危地に陥れた奴隷を有していたのであり、ペルー人、パラグアイ人、そしていくつかの小部族を除外すれば、自分たちは財産を奪われており、自分たち以外の人びとは財産を所有している、という財産観ゆえに、苛立ちを覚え、不幸になるあの多くの人びとを、自らの内部から消滅させえた市民社会はいまだかつてない。大衆はどこでも、専制支配者あるいは特権階級を前にしてはいつくばっているのである。しかも、目をフランス国民に転ずると、フランス国民は勝ち誇ったエゴイストたちの策略によって、「以前の」金持ちと成金とからなる集団に隷従させられていた。これらの混乱の原因に関して言えば、われわれはその原因を富と生活条件の不平等のうちに、またつまるところ個人的所有権のうちに見出した。この個人的所有権によって、もっとも巧妙かつ幸運な人びとが大衆を無一物にしてきたのであり、かつ今も絶えず無一物にしているのであって、「他方」大衆は長時間のつらい労働に縛られ、栄養状態が悪く、

粗末な身なりをし、劣悪な住居に住み、若干の人びとがいつそうふんだんに享受しているさまざまな楽しみを奪われ、また貧困、無知、ねたみそして絶望に蝕まれているために、社会のうちに敵しか見てとれず、祖国をもつ可能性さえ失っているのである。

フランス革命の歴史が、「アマール」委員会の考察を裏づけてくれていた。委員会はフランス革命の歴史のうちに、以前から裕福であった階級と裕福になつた階級とが自分たちの優位を確保することに汲々としていたのを見て取つてゐた。また、野心に満ちた要求は常に労働への嫌悪および豪勢な生活への欲望と結びついていること、市民権に対する民衆の執着は、平等にとつて好都合な諸制度が侵害を受けると貴族たちによつて表現される諸要求を抱く勤労階級を貧困にし、社会の退廃にもつとも大きな作用を及ぼす原因であると貴族たちによつて表現される諸要求を抱く勤労階級を貧困にし、分断し、勤労階級に対する嫌悪感や恐怖心を抱かせ、勤労階級を抑圧することにあるということ、こうしたことに委員会は気づいてゐた。

以上のような考察に基づいて、われわれは次のように結論せざるをえなかつた。すなわち、諸国民の隷属状態をもたらしているますます強力な原因は全面的に不平等のうちにある、また、不平等が存在する限り、われわれの文明によつて人間に値しないほど貶められている多数の人びとにとっては、諸国民の権利行使はほとんど夢に等しい、と結論せざるをえなかつたのである。

この不平等を絶滅することは、したがつて、有徳の立法者が果たすべき責務である。これが、委員会の考察から引き出された行動原理である。しかしこの責務はいかにして果たしうるのであるのか。これが新たな検討課題であつた。

国民公会在商品課税<sup>26</sup>や革命税<sup>27</sup>や金持ちに対する徵発<sup>28</sup>によつて祖国の切迫した要求に備えるのを目にしたことのあつたアマールは、以下は彼自身の言葉なのであるが、あふれかけている運河をふさいでいる余分なものを取り除き、必要な品物に事欠いている人びとにそれを引き渡す、という方式を推奨していた。他の幾人かは、農地の分割<sup>29</sup>や奢侈品取締法<sup>30</sup>

や累進課税（本章原注（19）を参照）をかわるがわる提案していた。

### 農事法と奢侈品取締法の欠陥

不平等のもたらす災禍を和らげるべく、農地の分割と奢侈品取締法とに訴え、しかし労働と財産の分配とを貪欲や競争に委ねつつ、立法者たちが激流に對置したのは、非力な防御物に過ぎず、しかもこの防御物は、所有権が維持されているがゆえに、いかなる障害をも乗り越えうる無数の手段の提供を絶えず受ける吝嗇および高慢の作用によって常に掘り崩され覆されてしまう、ということを下ウボン、ダルテ、フェリックス・ルペルティエそしてブオナローティは見て取っていた。

当時の切迫した必要に對應し、金持ちたちの敵意を挫くためには、徴発や公定価格<sup>四</sup>や革命税が有効に用いられた、と彼らは述べていた。しかし、それらの措置は通常の社会秩序の一部とされたならば、必ずや社会の存立を損なうことになる。その理由は、それらの措置を確立すれば、必需品を減らしてしまうおそれが必要が生じるであろうし、それ以外にも、それらの措置は、耕作を任せられることになる土地所有者たちから収益という励みを奪い取ることによって、再生産の源を枯渇させるという重大で取り返しのつかない障害をもたらすであろうし、また、強欲に基づく投機が必然的に向かう商取引の不可避的な結果たる、正貨の退蔵に對しては不十分であろう、という点にある。<sup>四</sup>

### 労働と享受の平等——クラブの最終目標

生産を労働に依存させる自然の法則からして、この労働は、あきらかに市民ひとりひとりにとって社会契約の本質的な条件である。しかも、社会の一員となることによって各市民は、社会に對して平等な貢献（自らのもてる体力と才能のすべて）をするのであるから、税負担、生産物そして利益は平等に分配されねばならない、ということになる。彼ら

の指摘によればさらに、社会の目的は実際には、自然的不等等のもたらす影響を予防することであり、また、確かに享受の不等等が真に有益な技芸の進歩を促進したとはいえ、その不等等ゆえに新たな進歩がすべての人の現実の幸福を何ら高めえない今日では、不等等を終わらせねばならず、そしてまた、もろもろの協会の創設者たちが普通の常識から思いついた平等は、われわれの知識の増加によって、また不等等がその結果として引き起こす災禍を日常的に体験していることによって、はるかに強くわれわれに勧められているのであった。

このような考えを抱いていた人びとは、財産と労働の共同体 *communauté des biens et des travaux* のうちに、言い換えれば税負担と享受とを平等に分配することのうちに、社会状態の真の目的と完成を看取っていた。すなわち、野心と強欲の猛威を不可能にすることによって、抑圧を永遠に廃止することができ、またすべての市民に可能な限り大きな幸福を保障しうる唯一の社会秩序を看取っていたのである。ドゥボンは一冊の書物〔本章註〔4〕を参照〕を著わしたが、その中で彼は所有権の不当を明らかにし、また所有権が必然的にもたらす一連の災禍を詳細に述べていた。アマールは一条の光に打たれたように見えた。この体系が初めて表明されるのを聞くや、彼はその熱烈な擁護者になったのである。そしてもはや、その諸原理を弁護し、宣伝することしか考えなくなった彼は、間もなく激しい情熱に燃え、公衆の面前で公然とそれを賛美しさえした。

委員会の中では、所有制度に根底的な改革がなされなければ、自由および平等の法はけっして有効かつ持続的に適用されることはあるまい、ということが認められていた。また、社会のすべての構成員に対して同じような利点を明らかに保証しうる政治体制を公然と愛国派が唱道しない限り、大衆の目には、愛国派は私利私欲で動く、飽くなき策謀家としてしか見えないであろう、ということで見えの一致を見ていた。

ロベスピエールはこの平等の友であった

こうした考えを展開する際に、われわれはしばしば、啓蒙哲学者のことを、そして何よりも、啓蒙哲学者の正しさを認めていた革命家たちのことを話題にしていた。その中には、私が今しがた述べた教説を抱いていた人びとの目からすれば、税負担と享受との平等な分配を明らかに切望していたロベスピエールと彼の主義に殉じた仲間たちが含まれていた。ロベスピエールの名を聞いて、テルミドール九日には彼に対するもっとも激しい断罪者のひとりであったアマールは、自分の誤りを告白し、後悔の念を示したのであり、彼が中傷を加え、命を奪った人物の慈愛に満ちた考えを、彼の主張によれば、知らなかった、ということを手張することによってしか、自分の誤ちを弁解しようとしなかった。

#### この平等の確立にとっての障害

しかし、真理と正義への道は大衆にはなかなか気づいてもらえない。熟慮することに慣れている人びとに決心させるのと同じ理由によつては、大衆を説得することができないからである。隷属させられ、不幸で無知な同胞市民に幸福をもたらそうと願つた思慮深い人びとは、その代償として、平等に対する抜け目のない永遠の敵たちから悪意をもつて投げつけられた、野心家であるという月並みな非難に基づいて、しばしば死を受け取つたのである。

委員会は、テルミドール九日の惨事とその後の悲劇的事件が、いかに共通の大義と良俗とにとつて重大な結果をもたらしたかを十分承知していた。委員会はまた、それ以来多勢の市民が破廉恥極まりない強欲に耽つていることを、また、いかに小規模な土地所有者も、今やきわめて激しいエゴイズムに陥っている立法からは共同の利益 *intérêt commun* という考え方がすっかり消滅していると思ひ込んだために、少し前には諦めかけていた自分たちの所有物に再び執着していることも、知っていた。したがって彼らは、財産法制を即座かつ一気に財産と労働の平等 *égalité des biens et des travaux* という、比較にならないほど快適かつ衡平な法制に置き換えることがいかに困難であるかを感じ取っていたの



である。

一七九三年憲法は平等への一歩前進であった

しかしながら、共和暦第三年（九五年）の法典によって樹立された社会秩序ほど、この平等からかけ離れたものは何ひとつないのであり、この秩序の強化は人民から彼らの自然権の行使を剥奪しようとしていた。しかしながら委員会では、人民の秘められた願望のもつ不断の目標は知識と的確な指導とがなかったために達成できずにいたが、彼らにその目標について決断するよう仕向けるには、まず人民に自分たちの集会や議論や討論を取り戻させ、そして自分たちの力を再び感じ取らせることが必要である、と思われていた。委員会は、一七九三年憲法はより大きな善へのあの一歩前進であるとしていたのであり、このことが、自由かつ厳肅に表明されたフランス人の意思としてその憲法を正当にも尊重させる理由と相俟って、委員会に対し、この憲法を愛国派と人民との基本的な結集点とする決定を下させたのである。

一七九三年憲法の欠点

委員会は（しかし）、この憲法の欠点に気づいていた。彼らは、所有権を定義し、その恐るべき自由を完全に承認した権利の宣言の諸条に主としてそれらの欠点を見出していた。とはいえ彼らは、この種の作品がこれほど完成の域に近づいたことはかつてないことを認めてもいたのであり、あらゆる改革に対して広大な領域を切り拓いてくれた諸規定を歓迎していた。

他方彼らは、平等派、さほど要求が多くない民主派、そして人民の大多数がこの憲法に同意していると考えていたものであり、また、平等の精神が再び飛躍的に発展し次第、あらゆる変革が容易になるであろうと、そして、強力な敵を首尾よく攻撃するためにあらゆる勢力を糾合することが重要な時に、意見の相違をさらけ出すのはあまりにも大きな危険

を招くであろう、と考えていた。

#### 共和派に対して提供された一致点

長時間にわたる真剣な検討の後に、委員会は人民の友たちの義務を以下の基本的な二点に単純化した。すなわち、一、人民の同意を得ている一七九三年憲法を復活させること。これは、人民の権力の行使を明確に承認した法であり、平等に到達するための迅速な手段であり、専制支配であると認められる現存の権力機関を覆すのに必要な結集点であるから。二、人民に対し、公共の災禍の根源すべてを永遠に枯渇させる唯一の手段として平等を提示することによって、時間を置いてから真の平等の採用を準備すること、の二点である。

#### 共和暦第三年の政府に取って代わるべき権力機関

企画されていた革命は、まず共和暦第三年憲法を廃止することから始めなければならないがゆえに、委員会は、革命を行う諸手段と、打倒しようとする望んでいる政府に一気に取って代わるべき政府形態とに取り組んだ。事態が必要としている事柄と企ての成功そのものことから、貴族支配的な権力機関の崩壊と人民的な憲法の決定的施行との間には間隔〔過渡期〕が要求されていることは明らかであった。

彼らは、まさに人民の力によってのみ侵害者たる政府を攻撃する計画を立てた。しかも彼らは、この力を、真理の優位性と自由への愛とによって、そして抑圧への憎悪によってのみ、作動させるつもりでいた。

陰謀家たちが共和暦第三年の憲法体制に一気に置き換えるつもりでいた暫定的な権力機関〔臨時政府〕の形態については、本書の途中で立ち返る〔第三章（続稿）を参照〕こととなるが、その前に、私はここでは、委員会を分裂させていたさまざまな見解を簡潔に述べるにとどめておきたい。

国民公会はなお存続していると見做し、その残存議員たちを呼び戻すことを提案する者もいれば、蜂起したバリの民衆が選ぶ集団に共和国臨時政府を託そうと望んだ者もあった。また最後に、一定期間について独裁執政官 *dictateur* ないし統御者 *tyrann* とでも呼ばれるただひとりの人物に対して最高権力と共和国樹立の任務とを委ねようという意見をもつ者もいた。

読者には以下において、それぞれが自らの意見を支持した理由が示されるであろう。しかし差し当たり、蜂起者たちが選任する暫定的な権力機関の方が、アマールの提案による公会の再招集よりも、またドウボンが主張した独裁よりも好まれていた、と述べておくだけで足りる。

委員会が計画を練り上げている間に、パンテオン・クラブおよびバブーフの文書は、委員会にとって自らが企てている運動のための手段となっていた。委員会はその運動を指導するために、蜂起の最初の中核を形成することを期待する弁士たちに対し、彼らの時期尚早の高揚を、そのエネルギーを消すことなく、慎重に抑制しようそれとなく吹き込み、そして、バブーフに対しては、抑圧者に反対する情熱を強化しよう、また、手心を加えることなく自らの諸権利の全面的獲得を人民に対し呼びかけるよう励ました。

われわれは、蜂起を準備し、蜂起に引き続くべき暫定的な立法の基礎を定め、また、平等の最終的な諸制度を作成するために、いくつかのセクション〔部門〕に分かれようとしていたが、そのとき、猜疑心が委員会の作業を遅延させ、やがて委員会は解体することとなった。（本章は未完結。次号に続く）。

#### 原注

(一) 人民に改革という考えをすべて断念させ、自己の諸権利を行使する意欲を失わせ、彼らの真の友たちを嫌悪させるために、新旧の貴族たち *aristocrates* は、なによりもテルミドール九日以前の革命政府の下で起きた投獄と有罪判決とを誇張して描

くことよって、懸命に人民に訴えようとした。彼らは、投獄と有罪判決があらゆる階級を一樣に脅威にさらしていたとして描き出し、しかもそれに続いて、過渡的狀態における痛ましい必要性を定常狀態にも適用することよって、平等の体制は際限のない暴力、大量殺戮、死刑、憎悪そして復讐の連続以外の何ものでもない、と思ひ込ませようとするのである。

しかしながらささやかな分別があれば、これらの大袈裟な表現のうちにもそれらを口にしたりした党派の激しい怒りを十分見抜くことができるし、また、感情的になることなく判断しさえすれば、祖国への愛ときわめて差し迫った責務についての意識とが、あまりにも長期にわたった非常に悲惨な忍耐の後に、度し難い敵たちに対して厳格な措置を用いることを平等の友たちに決心させた、ということ認めざるをえない。

革命的制度の正しさと必要性とが承認されたとすれば、革命的制度を指導した権力機関が、発揮せざるをえなかった厳しさをどの程度にまで高めたかを検討することはもはや重要ではない。ただ一点大切なのは、設定された目標にその制度が応えていたかどうか、だけである。その制度は平等と法との支配を確立することになっていたのであり、またそれは、テルミドール九日までは、習俗と法の精神を改めることよって、あるいはかくも崇高な企ての実現に対して引き起こされ続けていた妨害を除去することよって、絶えずそのことに努力していた。

そうした妨害は、傲慢な頭を平等の水準にまで下げて自分たちの悪癖を断つことよりも、自ら火を放った火災で命を落とすことの方を好んでいた党派がたくらんだ、武力による敵対行動や誘惑や次から次へと生まれてくる陰謀の中に存在した。このような敵に関しては、もはや処罰など問題ではなく、殲滅することが重要だったのである。

革命が始まって以来、人民の権力に対する貴族の側からの陰謀がどれほど迅速かつ連続的に起きていたかを思い起こしていただきたい。共和政が宣言されて以来、とりわけ五月三十一日の蜂起〔第一章原注〔13〕参照〕以来、きわめて活発で、広範囲かつ明確な不満の高まりが反対派の中に現れたので、思い違いという心配などすることなく、改革に対する敵を彼らの行動、習慣、そして意見によつて識別することができた。

公然たる危機があまりにも切迫していたために、人民が恐怖の対象たる階級に襲いかかっても不当な仕打ちとはなりえなかった時期が存在した。政府は、人民が行う権利を有していたことを人民の名において行なつたのであるが、人民よりもはるかに有効に行なつた。事態は、少数の反対派を全滅させるか、それとも人民の諸権利が間違ひなく失われるかの選択をしなければならぬ段階にまで達していた。検討しなければならないのはその目標である。では、それは正当だったのであ

ろうか。その目標を達成するために必要な厳格な措置は、なるほど苦惱を伴う義務ではあるが、しかし、非常な思ひ上がりには改心など期待しえないだけに、ますます不可欠の義務なのである。

万人の幸福および権利と両立しえない習慣や要求をもっている人びとが多く含まれている国民に、厳しい措置に訴えることなく正義と平等とを回復させようと願うことは、実現不可能な計画であるが、同時に心を引きつけもする計画である。このような改革を企てながら、その改革が必要とする断固とした措置を前にして立ち止まるのは、先見の明のなさを認めることであり、わずかな一部の人間の悪徳のために万人の救済を犠牲にすることであり、また、勇気を欠くことである。

古代ギリシアはラケタイモン（スバルタの別名）の数名の貴族を殺したことでリュクルゴスの罪を責め立てたであろうか。古代ローマは自分の子供に有罪判決を下したことでブルータスを非難したのであるか。モーセ自身が彼の制度の成功に反対した者すべてを容赦なく粉砕した、きわめて革命的な厳しさは非難を受けたであろうか。では、地上の人びとを抑圧する連中は、苦惱する人民が彼らのせいで耐え忍ばされている惨禍に憤っているというのに、その人民の血を大事にしているのであらうか。

革命は、長期間の不公正がもたらす必然的な帰結である。革命は、一瞬にして数世紀間の大罪を処罰する。では何故に、革命を恐れる人びとは、新たな革命を引き起こそうと絶えず努力するのであるか。何故に、フランス革命の行き過ぎと呼ぶものを誇張しては楽しんでいる人びとは、その唯一の原因である彼らの不公平きわまる要求を進んで放棄することによって、新たな革命が起きないようにしないのであろうか。

容疑に基づいて命じられた多数の逮捕に関して、また陰謀の容疑者たちに対する訴訟手続きの短さに関して、多くの論難がなされた。

この点については、非常に数多くの手強くて抜け目ない連中に共通する、情念の激しい苛立ちから陰謀が生まれており、陰謀家たちが何の微候も表さずに、彼らの計画を容易に練り上げるときには、公然たる危機が突如として明らかになることがあり、また、何に対してであれ、具体的な証拠を手に入れうる前に、国家が広範囲に及ぶ騒乱にさらされることがある、ということを描き指摘しておかねばならない。すべてが切迫した危険の存在を告げているこのような状況においては、情熱、習慣そして利害関係ゆえに明らかに人民的党派の外に位置する人びとを厳しく処罰することによって、人民を内戦の可能性に巻き込まないようにすることは、慎重かつ正当なことではないのであろうか。それならば、万人の救済は、何人かの高慢な人

物の頭を見舞う制裁が悪人たちに抱かせる恐怖如何にかかっている。フランスにおいて人類の大義が完全かつ永遠の勝利を収めるかどうかは、おそらくは、以上に加うるに、厳格な措置しだいであろう。

しかし、共和暦第二年テルミドール九日以前の革命政府の思想と行動を正当化すべく懸命に論証して、いったい何になるのであろうか。この悲痛な一日の煽動者たちは、彼らがフランス人民の身の上に招いた多くの災禍によって、この仕事(正当化のための論証)を十分に行なってくれた。彼らが、目標に近づいていた救済の活動を力ずくで阻むことによって冒瀆した人類の法を引き合いに出して、はるかに血腥く恐ろしい、もうひとつ別の活動を不品行や貴族支配や王位のために始めても、それは無駄なことである。

〔\*1〕 前九世紀頃のスパルタの伝説的立法者で、憲法や慣習法などいわゆるスパルタ式の厳しい法を定めたとされる。

〔\*2〕 エディシオン・ソシアル版では *uniques* (独自の) となっているが、オリジナル版では *iniques* である。

(2) ジェルミナル一二日の運動(本章訳注〔1〕を参照)は、革命の敵たちを断固抑圧したことへの憎悪から、旧公安委員会および旧保安委員会のメンバーであったバレル(第一章の訳注〔16〕の補注〔\*1〕を参照)、ビヨールヴァレンヌ、コロルポワおよびヴァディエに対してなされた告訴(九五年三月二日に逮捕)が引き金となった。国民公会は彼らによって、彼らが非難を受けていたすべての行動について、国民公会が命じ、支持した、と認めさせられた。しかし、当時の議会の多数派を形成していた貴族たち(九四年二月八日にはジロンド派の生き残りが議会に復帰)の怒りはきわめて見境のないものであって、彼らの弁明を考慮することなく、残念なことにテルミドールの事件に対して彼らが果たした役割を何ら考慮に入れることなく、またバリーの民衆の眼前で彼らの裁判を行なう勇氣もなく、議会は彼らに対して不当にも流刑判決を言い渡した。

プレリアール(本章訳注〔2〕を参照)には、ロベスピエールの主張する政治体系に忠実な市民たちと、人民主権の維持に関して悪意から不安を抱かされた人びと(エペール派の残存分子)とが九三年憲法に賛同し、全員一致でその即時施行を要求した。

〔\*1〕 ビヨールヴァレンヌ、ジャック・ニコラ Jacques Nicolas Billaud-Varenne (一七五六年四月ラ・ロシエール一八一九年六月ハイチ)。パリで弁護士を開業。革命的パンフレット作家、パリから公会議員に選出され、山岳派に所属。九三年九月には公会議長に。同月六日にコロルポワとともに公安委員会のメンバーとなり、ロベスピエールおよびサン・ジュ

ストを補佐。テルミドールにはロベスピエールの演説（河野健二編『資料 フランス革命』、一九八九年、岩波書店、所収、河野訳「五九 テルミドール八、九日の国民公会」、四一九〜四二二ページを参照）を全国に配付することに反対し、反ロベスピエール派の勝利を側面から支援。当初はテルミドール派からの告発を免れていたが、九四年二月二七日にコロドー・デルボワ、ヴァディエとともに公会によって告発され、カイエンヌに流刑。大赦後もフランスに戻らず。

〔\*2〕 コロー（・デルボワ）、ジャン＝マリイ Jean-Marie Collot (d'Herbois)（一七四九年六月パリ〜九六年六月カイエンヌ）。役者、劇作家。ジャコバン・クラブの書記、九二年八月一〇日にはパリ革命コミューン評議会の一員に。パリから公会議員に選出され、九三年九月六日に公安委員会のメンバーに。フーシェとともにリヨンの叛乱を鎮圧、大量銃殺。テルミドール九日にはビヨールとともに、ロベスピエール失脚に寄与。しかしリヨンでの恐怖政治について裁かれ、ギアナに流刑。カイエンヌに到着後病院で死亡。

〔\*3〕 ヴァディエ、マルク・ギヨーム・アレクシス Marc Guillaume Alexis Vadier（一七三六年アリエージュ県〜一八二八年一月二日ブリュッセル）。職業軍人、一七五五年に中尉、五八年に退役。七〇年にパミエ（アリエージュ県）の下級裁判所の裁判官職を購入したが、貴族 *noblesse* や大ブルジョワ、聖職者から軽蔑された模様。三部会議員に選出、憲法制定議会では特権廃止に努力。公会議員にも選ばれ、山岳派に所属。保安委員会のメンバーとなり、アリエージュ県の名望家をギロチン送りに。ロベスピエールの失脚に際して大きな役割。しかしアリエージュでの恐怖政治について地元から告訴され、地下に潜行。流刑判決、しかし公会解散に際して大赦を受ける。パブーフの陰謀事件に連座、ヴァンドーム高等法廷に送られたが、証拠なしとして釈放。

〔3〕 イタリアリク体で書かれた名前は、本書全体を通じて、今なお存命中と思われる人たちの名前のアナグラムである（この翻訳では、ブオナロティが一八三六年五月三日付けの書簡で英語版訳者であるブロンテールに伝えたアナグラムを解く鍵に基づき、またそれらに依拠したエディシオン・ソシアル版に従って、傍点などを付さず、元の名に復してある）。

〔4〕 一七九三年憲法とバンは、その日、正当にも人民の諸権利と暮らしとに不安を覚えたパリ民衆の結果のスローガンであった。前者については、それらが直面していた危機は十分に現実的なものであった。公会の支配的党派の努力が明らかに目標としていたのは、すぐ後に生じたことであるが、まさに一七九三年憲法の廃棄だった（本章原注〔9〕を参照）からである。食糧に関しては、パリの住民がこれほど厳しい飢饉を経験したことはかつてなかった。しかしながら収穫は豊かだったの

であり、農村部はきわめて満足できる様相を呈していた。ではいったい何故に多くの市民の命を奪った恐ろしい飢饉が生じたのであろうか。公会の反動的な政策、貴族たちの策略、そして金持ちたちの強欲が原因である。

以前から、強欲に支えられた犯罪的な策略を挫折させるために、食料品に課税し、食料品の所持者に市場への供給を強制し、厳しい措置によって紙幣（アシニヤ紙幣）の流通にその名目価値を維持させることが必要であった。しかしテルミドール九日以降、徴発（本章訳注〔58〕を参照）と公定価格（本章訳注〔61〕を参照）が突然停止され、紙幣が自由な商業投機に委ねられたために、生活必需品の価格が激しく上昇し、ついには正貨でしか物を買えなくなりました。それゆえ、正貨をもっていない多くの貧民生活者が豊作のただ中ですべてに事欠いていた。

大衆が苦惱している真最中に、統治者たちは絶えず、食糧供給は確保されている、と断言していた。彼らは、人民に対して従順を要求していたのであり、この、悲惨な結果をもたらす従順さと引き換えに、より幸福な未来を人民に約束していたかのように思われた。まさにそれらの制度が樹立された状況によって、われわれはそれらの制度とそれらを設けた人びとの意図との功績について評価しうるのである。

(5) ゲージョン、ロム、スーブラニ、デュロワ、デュケノワ、ブルボット、ブリウール・ド・ラ・マルヌ、ベイサール、ファステイエ、アルビッド、などなど。しかし人民の血を大量に流させることによって、公的自由の廃墟の上に自分たちの権力を打ち立てることを願っていた自称紳士どもの怒りを買って、最初の六人は無残な殺され方をした。

(\*) ゲージョン、ジャン・マリイ・クロード・アレクサンドル Jean-Marie Claude Alexandre Coujon（一七六六年四月〜九五年六月一七日）。元水兵。九四年四月から公会議員。ラインおよびモーゼル方面軍に代表委員として派遣され、テルミドール後にパリに戻った。テルミドール派を非難、ジロンド派議員の公会復帰に反対、ブレリアール一日には蜂起を支持。ロム、デュロワとともに逮捕され、死刑判決を前に自殺。

(\*) ロム、ジルベール Gilbert Romme（一七五〇年三月リオム〜九五年六月二六日パリ）。ピュイードドーム県から立法会議議員に。公会議員にも選出。ロベスピエールを支持していたわけではないが、テルミドールの反動に不安を覚え、ブレリアール一日の蜂起を支持する発言を行った。ギロチン刑を宣告されて、短刀で自殺。

(\*) スーブラニ、ピエール・アマール Pierre Amable Soubrany（一七五二年九月リオム〜九五年六月二七日パリ）。陸軍少尉。退役後、リオム市長に。ロムとともに立法会議議員に。公会議員にも当選。ピレネー・グリアンタル方面軍で戦功。



ブレリアール一日の蜂起の際にはデモ参加者からバリ方面軍司令官に推薦された。逮捕され、死刑を宣告され、自殺に失敗。刑場に運ばれる途中で絶命、しかしギロチンにかけられた。

〔\*4〕 デュロワ、ジャン＝ミシェル Jean-Michel Duroy (一七五三年二月ウール県ベルネイ、九五年六月一七日パリ)。公会議員に選出され、山岳派に近い位置。ロベスピエールがダントン派を非難すると、ロベスピエールに接近。テルミドール九日には中立的態度。しかし、ジャコバン・クラブの閉鎖に反対し、多くのテルミドール派議員が過去に恐怖政治を行ったことを暴露。ブレリアール一日の蜂起の際には、ジェルミナル蜂起での逮捕者の釈放を要求し、保安委員会を特別委員会に置き換えることを提案。タリヤンの命令で逮捕され、死刑判決。自殺に失敗、血まみれのまま処刑台に。

〔\*5〕 デュケノワ、エルネスト・ドミニック・フランソワ・ジョゼフ Ernest Dominique François Joseph Duguesnoy (一七四九年五月パド＝カレー県、九五年六月一七日パリ)。農民出身の兵士。パド＝カレー県から立法議会、国民公会に選出。最左翼に位置し、反革命容疑者法を最初に要求。ノール方面軍、モーゼル方面軍に派遣され、将校に対して厳しい態度。テルミドール九日には居合わせなかった。ブレリアール一日にはデュロワとともに、改組される保安委員会のメンバーに推された。逮捕、死刑判決を受け、ゲージョン、ロムと同じ房で自殺。

〔\*6〕 ブルボット、ピエール Pierre Bourbotte (一七六三年六月ヨンヌ県、九五年六月一七日パリ)。九三年にヨンヌ県から国民公会議員に選出。山岳派に所属。二〇ヶ月間にわたり各地の戦場に派遣された。ロベスピエール失脚後パリに戻る。テルミドール派に反対し、ブレリアール一日の蜂起に参加。逮捕され、死刑を宣告されて、短刀自殺を試みたが、重傷を負い、そのままギロチンに。

〔\*7〕 プリウール・ド・ラ・マルヌ(本名はピエール・ルイ・プリウール) Prieur de la Marne (Pierre Louis Prieur) (一七五六年八月マルヌ県、一八二七年五月ブリュッセル)。三部会議員(第三身分)として最左翼に位置。公会にも選出され、公安委員会のメンバーながら、各地に派遣されていて、テルミドール九日にはパリには不在。山岳派に忠実なままであったが、九五年二月まで公安委員会委員。ジェルミナル、ブレリアールには群衆に対して平静を呼びかけた。ブレリアール一日には改組予定の保安委員会メンバーに擬せられ、翌日逮捕命令が出された。投獄されたが、大赦で釈放。

〔\*8〕 ベイサール、ジャン＝パシャル＝シャルル・ド・ジャン＝パシャル Charles de Peyssard (一七五五、一八〇八年)。革命前

蜂起に参加したとして流刑判決。翌年に大赦で釈放された。

- (\*9) フォレストイエ、ピエール・ジャック・ピエール・ジャック・Pierref-Jaques Forestier (一七三九年七月ヴィシー) 一八二三年五月ジュネーヴ)。アリエ県から国民公會議員に、山岳派に所属。地方に派遣されて、多くの貴族を投獄するなど、厳しい措置。テルミドール九日も地方に派遣されていたが、ロベスピエールの仲間として告発され、職権濫用の容疑で逮捕された。釈放の後、政治から退いた。

- (\*10) アルビット、アントワーヌ・ルイ・Antoine-Louis Abbtie (一七六一一年二月ティエップ) 一八二二年ポランド)。セーヌ＝アンフェリエール県から立法會議員に。公會議員にも選出され、山岳派に所属。アルプス方面軍などに派遣されたが、脱キリスト教化運動の中で、教会財産の没収などを厳しく推進。九四年八月末にパリに戻り、ジャコバン・クラブの会合に出席、この「最後のモンタニャール」にも逮捕状が出されたが、逃亡。九五年末に大赦。

- (6) 私と同時代の人びとは、これらの蜂起の本質に関して思い違いをすることはおそらくないであろう。しかし、事実を目撃したことがないままに、書かれたものを読む後世の人びとは、定期刊行物への愛国的な著述家たちは共和主義者の試みが失敗するたびにこうした術策に訴えた、ということを知っておかねばならない。

- (7) 閣下(新しい貴族)たちの頑なな高慢さのおかげで、やがて、いくつか大きな欠点はあったにせよ、いくらか修正を施せば、平等の友たちとの和解をおそらく可能にしてくれたこの憲法が懐かしく思われるようになった。しかし貴族たちは、人民とともに自由にかつ平等に生きることよりも、カネで満たされ、緩(勲章などを下げる紐)で飾り立てられ、そして横柄で不実な兵士(ボナパルト)の暴政の下で這いつくばることを好んだ。つまり彼らは、この憲法を革命的な王政政府に仕立て上げたのである。

- (8) 共和暦三年ジェルミナルのこと、ひとつの恐ろしい法律、いわゆる高等警察、Haute police (国家警察) 法(ジェルミナル一日(九五年三月二一日)法)が、政府の反革命的な展開に反対してあちこちで上がった抗議を、叛乱を煽っていると禁止した。しかし、大衆の興奮をより容易に鎮めるために、この同じ法律は、公会が同じ年のプレリアール二日(九五年五月二一日)に早急な実施を約束した一七九三年憲法に反対する発言をしたり叫び声を上げたりするような者も流刑に処する、と怒ったふりをするによって脅しを与えていた。

- (9) 一七九三年憲法の附屬法 [Lois organiques 公権力の組織と運営の基本を定めた法律] を準備するために設置(九五年四

月三日)された委員会がただひとつ関心を払ったことは、この憲法を廃止し、当時優勢であった徒党〔穏健派 Moderate〕の見解にいつそう合致した憲法に置き換えることであつた。

この委員会の報告者は、人民の諸権利のうちでもっとも神聖な権利、すなわち人民がその下で暮らさねばならない法律を承認する権利を長々と論難した後に、委員会がこの憲法のうちに見出したと主張する欠陥を列挙した。報告者が述べたところによれば、一七九三年の憲法は——さらに彼が付け加えて言うには、ロベスピエールおよびサン＝ジュストが起草したといふことだけで無効とされるべきなのであるが——、行政機構の階級性、將軍および大使の任命、ならびに宣戦布告権と和平交渉権について不確定のまま放置してある、といふことであつた。しかしながら、それらの点に関しては、第五四、五五、六九、七〇、八三、一〇七、一一八、および一九九条の諸条にすべて定められていたのである。

委員会は他方で、自らの見解を裏付けるために、暴力、腐敗そして恐怖政治を引き合いに出した。委員会によればこれらは、委員会自身が廃止を望んでいる憲法の承認に大きく関与した、といふのである。しかし、承認票を投じた四〇〇万人の人びとが買収あるいは強制されたと誰に信じさせるといふのであろうか。この承認の際には、平等の敵たちは自由に第一次会に介入し、またそこで王政の復活を要求することさえできたであろうが、その平等の敵たちに対しては、その後必要性が認められた容赦ない措置は發揮されていなかったことを知らないのであろうか。真実を忘れさせようとして策略が弄されたにもかかわらず、厳正な考証を通じて、フランス人のあのほほ全員一致の協力が、五月三十一日蜂起を彼らが支持していたことを、また、その蜂起の的となつた人びとが国民の願望に敵対していたことを、立証しているといふの目か認めうるに足る痕跡が残されている。人民が受任者たちに裏切られ、期待を裏切られ、またもっとも献身的な擁護者を暗殺と投獄によつて奪われて、混乱と無関心に陥り、もはや政治問題にまったく関心を抱かなくなるにいたるときまで、この願望が国内および軍隊内でも長期間にわたつて現れていた。

〔\*1〕 委員会の構成は、当初七人であつたが、二三日に一人からなる委員会に再編された。その中には、ドヌーヌおよびボワシー・ダン格拉斯〔本章訳注〔26〕および補注を参照〕が含まれていた。

〔\*2〕 しかし、ブオナロティが挙げるこれらの条文には、ブオナロティの記述とは異なつて、行政機関の階級性、將軍および大使の任命、ならびに宣戦布告権と和平交渉権についての明確な規定が含まれていた、とは言いえない。

〔\*3〕 この、四〇〇万人といふ数値の根拠は不明。当時の有権者総数は約七〇〇万人であり、投票者は一八〇万人を超えた程

度であった(なお、第一章訳注〔35〕での数値について、棄権者数を五一〇万以上、投票率を二五%程度、に訂正)。

(10) 一七九三年憲法によって認められた政治的諸権利に依然として執着していた議員たちはみな、死刑と逮捕によって公会から放逐されていた。

(11) 共和暦第三年憲法の起草に大きく関わった貴族支配的意図から提案され、また新しい立法府から古い王党派とともに誠実な平等の友をも遠ざける手段にしようとしたこの措置は、その立案者たちが期待した成功をすべてもたらしたわけではない。期待を裏切られ、また王権と人民をかわるがわる恐れた彼らは、幾度も、しかも相反する理由から、国民代表制を大きく損なつたのであり、平等への嫌悪に突き動かされた彼らは、きわめておぞましい侵害を通じて、共和暦第八年ブリュメール一八日(一九九一年一月九日。ボナパルトによるクーデタ)にこの国民代表制に最後の一手を加えたのである。

(12) 一七八九年の革命がほぼ全員一致で行なわれたように見えたことはおおいに褒めたたえられた。しかし私には、それを大衆の美德の賜物であるとする人びとはこの革命の精神を十分に理解している、とは思えない。実のところ、人民大衆を圧迫し、上流階層に昇りたいと思つていくつもの段階の野心家たちがいたのだから。その階梯の頂上に位置していた貴族階級 *noblesse* はそれら「自分たち以外の階層」すべてを抑圧していた。したがって、初期の革命運動が目標とした貴族支配打倒は、万人が喜んで迎えたにちがいない。それゆえ、その外見上の全員一致をもたらしたのは、美德ではなくて、貴族階級と人民との間の中間的諸階層が抱いた、満たされることのない羨望だったのである。その上、勤労階級は当時ほぼ無視されていたのであって、一七八九年の愛国派 *patriotes de 1789* の有力者たちは、幾人かの例外を除けば、世襲貴族のもつ悪弊以外のすべての悪弊の擁護者であった。

(13) 最初の数発の銃声が聞こえたとき、政府の諸委員会は、公会防衛のために武装した共和主義者たちを武装解除し、改めて彼らを監獄に放り込むことを公会に提案しようとしていた。

(14) グラクキユス・パブーフは一七六二年にエヌ県サン＝カンタンで生まれた。彼は感受性が鋭く、学識が深く、そして彼れを知らぬ人間であった。彼は洞察力に富んだ公正な精神の持ち主であり、また明晰かつ燃えるような、説得力ある文章を書いた。

フランス革命が始まると、パブーフが若くて、勉強に励み、控え目で、専制支配を嫌い、不幸な同胞市民を抑圧から守る手段について思いを巡らせていることがわかった。また彼は、早い時期から公的自由のために身を捧げる必要を感じていた。

革命の初期、パブーフは自由人として封建制と税制に反対する文書を書いた。そのために彼は不当な迫害を受け、逮捕状を出される破目に陥ったが、マラーの強い要請によってそれらの執行は停止された（一九〇年五月一九日に逮捕。七月七あるいは八日に釈放）。その後、パブーフはあるデストリクト（ソム県のモンディエ）の行政当局の事務局に職を得た。そのデストリクトでは人民の立場に立った彼の演説や文書が多くの敵を作ったが、彼らは（署名）偽造者としてパブーフを告訴し、有罪判決（一九三年八月にソム県刑事裁判所は欠席裁判で二〇年間の禁錮刑を宣告）を下させるに十分な影響力をもっていた。しかし、彼に下された判決は、その不当性を公式に認めた公会によって破棄された（一九三年十一月四日に逮捕され、一二月七日に仮釈放）。以後、彼は「マレシャルの計らいで」パリの事務局（食糧行政局）に雇われ、そこで多くの勇敢な共和主義者と親しくなった。

パブーフはテルミドール九日の悲惨な事件の後で、短期間ではあるが、革命の敵たちに対して講じられた寛大な措置に賛成した。しかし彼の誤りは長くは続かず、グラックス兄弟を自分の行動のお手本としていた彼は、間もなくテルミドール以後の統治者たちがこれらの有名な古代ローマ人とはまったく似ても似つかないことに気づいた。一度も誤りを犯さなかった場合よりも大きくなったパブーフは、自分の誤解を告白し、彼が欺かれた連中の正体を暴き、また、共和国を統治する貴族たち *aristocrates* がすぐに彼を投獄するにいたった（一九五年二月七日）ほど、民主政のために情熱を傾けた。

彼は、最初に勾留されたプレシ監獄（正しくは、ラ・フォルス（マレー地区、現在のカルナヴァレ博物館の南）、次いで、オルシ監獄（今日のカルセル広場の辺り）から、アラス（パドゥーカレー県）の監獄に移された（一九五年三月一日）。そこで彼は、本書の中でしばしば語られることになる騎兵隊長でナルボンヌ出身のジェルマン（「序言」訳注（6）を参照）、そしてパドゥーカレー県の数人の共和主義者を知ったのである。パブーフは彼らの間では疲れを知らぬ人民的諸制度の宣伝者であった。彼は新たな圧制者たちへの憎悪をかき立てていたし、また、財産の面での大掛かりな革命という考えに彼らに慣れさせ、彼からすればもはや抗議行動によっては獲得不可能であるように思われたものを力ずくで回復するために、一種の平民的ヴァンデを組織する覚悟を彼らに抱かせていた。

パブーフは、共和暦第三年プレリアールの蜂起の後でプレシ監獄に戻される（一九五年九月一日）にアラスから移送、一月二日まで」と、同様の計画に没頭し、そこに幽閉されていた何名かの市民との頻繁な対話の助けを借りて計画を練り上げていった。彼はそこで、残念ながら本名を記しえないが、ブドンと知り合いになった。ブドンは全生涯を公衆の災禍の原

因を研究することに費やしてきただけに、ロベスピエールの奥深い考えを誰にもまよとしてよく理解していた。

本書の以下の部分で、ロベスピエールの思想がどれほど発展したか、彼が自らの名を付与した陰謀にどれほど関与したか、お判りいただけるであろう。正義の不屈の友である、このすぐれた才能に恵まれた、途方もない人物は、常に公平無私であり、また貧しかった。よき夫、優しい父親であった彼は、家族から深く愛されていた。そして、裁判官たちの前で、彼の首を要求していた権力者たちを非難した勇氣と、貴族階級が彼に課した名誉ある死に直面した際の平静さとは、この名高い平等の殉教者の美德と愛国的業績との輝かしさをさらに高めている。

〔\*1〕 パブーフは革命前の八七年に『永久土地台帳』を執筆し、八九年一〇月に公開された。その中でパブーフは、税制の平等、貧窮者への公的扶助、万人に対する教育の必要性を説き、またこの時点では農地の平等な分配(本章訳注〔59〕を参照)が不可能であることを嘆いていた。いまひとつは、九〇年の「ロワ・バイ管区請願書」であって、その中で補助税 *autres* など消費税の徴収に反対し、農地の分割を主張した。これが原因となってパブーフは逮捕され、投獄された。

〔\*2〕 マレシャル、ピエール・シルヴァン Pierre Sylvain Marchal (一七五〇年八月パリ―一八〇三年一月モンルージュ)。革命前から激しい無神論を唱え、八八年に三ヶ月間サン＝ラザール監獄に。平等思想をも主張し、テルミドール後にパブーフと密接な関係を結び、パブーフにも影響を与えた。九六年三月三〇日以降、秘密総裁府(蜂起委員会)の一員として、「平等派の宣言」(次号掲載予定の第三章で「証拠書類 七」として収録。河野編、前掲『資料 フランス革命』所収、田中正人訳「八九(2) シルヴァン・マレシャル 平等派の宣言」五九八―六〇三ページを参照)起草したが、委員会には採用されなかった。「陰謀」壊滅後に逮捕された。ヴァンドーム裁判では巧みな弁明で釈放された。

〔\*3〕 古代ローマの政治家。兄ティベリウス・センプロニウス・グラックスと弟カイウス・センプロニウス・グラックスはともに護民官。大土地所有を制限した。

〔\*4〕 平民的ヴァンデ Vendée plébéienne。九三年春から九五年にかけてヴァンデ地方の農民と職布工が、公会の決定した三〇万人の兵士徴募を前に起こした、いわゆるヴァンデの乱は、「カトリック王党軍」を編成したことから、公会はこれを貴族と教会による反革命と見做した。「平民的な」という形容を付して、このヴァンデの乱とは対照的な運動を構想したパブーフも、やはりヴァンデの乱自体について公会と同じ見方をもっていたと思われる。無知で地方言語を話す人びとが王党派や連邦主義者に動かされて反革命に関わった、という作られたイメージへの問い直しについて、森山軍治郎『ヴァンデ戦争』

筑摩書房、一九九六年、を参照。

〔\*5〕 ブドン Beton。ドゥボン Debon（本章訳注〔4〕参照）のこと。前号の「凡例」、また本章原注（3）にも記したように、本稿ではアナグラムを本名に復元してきたが、この文脈ではアナグラムのまま本文に記さざるをえなかった。

〔15〕 オーギュスタン・アレクサンドル・ダルテ（Augustin Alexandre Darthe）はパドゥカレー県サン＝ポール（ブオナローティは Saint-Paul と綴っているが、Saint-Pol が正しい）の生まれで、学識が深く、公平で、大胆で、粘り強く、活動的で、不屈で、彼に近づく人びとの激情を解きほぐし、きわめて巧みに彼の考えに引き入れた。革命初期の頃、彼はパリで法学の講義を受けていたが、革命の光が彼の目に入るや、身の危険をも顧みずに真理を擁護する人間として、熱烈に革命の渦中に身を投じた。

一七八九年、ダルテはフランス近衛兵の救出に、不治の身体障害を負うこととなったバステイユ監獄の攻略（八九年七月一日）に、そしてヴァンセンヌ城攻めに協力した。その後彼の出身県の行政府メンバー（革命委員）となる。この資格で彼はきわめて厄介な状況の中で共和国に対して大変重要な貢献を行なったのであり、これは祖国功労章を授与するデクレによって報われた。その後、アラスおよびカンブレの革命裁判所の厳格な措置のおかげでこの国境（ノール県はドーヴァー海峡に面し、ベルギーと国境を接する）維持が大部分可能となったのであるが、ダルテはこれらの裁判所の検事に昇進し、そこで共和主義的で清廉潔白な司法官であると同時に大胆不敵な戦士であることを示して見せた。

彼はテルミドール派による断罪を免れることはできなかったが、断罪してみると彼は尊敬に値する赤貧の中にあることが判った。ダルテは、早い時期からロベスピエールの思想を深く理解し、全力を挙げてその思想を支えた。それゆえロベスピエールは彼を重視した。またそれゆえ、平等の敵たちは彼に根深い憎悪を抱いたのである。

ダルテは、豊かな知性と真の正義を求める激しい情熱とに、禁欲的な生活態度と思いやりのある心とを結びつけていた。ヴァンドーム特別法廷に召喚された彼は、その法廷を承認すること、および弁明することを一貫して拒んだ。死刑を宣告されたが、彼は息を引き取るまで祖国の事を思っていた〔「序言」訳注〔2〕をも参照〕。

〔\*1〕 フランス近衛兵 Garde Nationale の救出。フランス近衛連隊は国王軍の中のエリート部隊で、八九年に約三六〇〇人。多くがフランス人で、パリの自宅に住んでいたことから、民衆との接点があり、民衆とも連帯。不服従のゆえにサン＝ジェルマン＝デ＝ブレ大修道院〔に設けられていた監獄〕に収監されていた六人のフランス近衛兵を六月三〇日に群衆が救出し

た。七月六日には国王に忠実なドイツ近衛兵と戦い、一四日には六中隊のうち五つがバスティーユ監獄襲撃に参加した。

〔\*2〕 ヴァンセンヌ城攻囲 *siege de Chateau de Vincennes*。ヴァンセンヌ城は一七八四年に監獄であることをやめていたが、パリの監獄が手狭になったことから、国民議會は九〇年一月二〇日のデクレで監獄として復活させる決定を下した。これに対しパリの民衆は、パリの市門の傍に、しかもフォール・サン・タントワーヌのごく近くに新たなバスティーユが設けられることに反対して、九一年二月二八日、ヴァンセンヌ城を包圍し、乱入した。ラファイエット率いる国民衛兵隊が排除に当たったが、国民議會は三月八日に主塔での工事中止を決定した。この事件のことを指すと思われるが、訳者は、プロナローティが記す日付との関係で現時点では確信がもてないでいる。

(16) リヨンのベルトラン〔本章訳注〔6〕をも参照〕は、一七九三年五月二九日に起きた(ジロンド派と王党派による)叛乱以前と、この都市が共和国の法の下に復帰した(九三年一〇月九日)後に、この都市の市長であった。

ベルトランは、この革命のために豊かな私財を投じきった。彼は、公平で、誠実で、寛大で、勇氣と優しさに満ちていた。彼の生活態度は質素であって、純真さが彼の表情にはっきりと表れていた。

リヨンの富裕層は、彼らがベルトランの友人であるジャリエ〔第一章原注〔12〕の補注〔\*8〕を参照〕に与えた運命を、ベルトランに対しても与えようと定めていた。しかし彼らの努力は無駄であった。なぜなら、不幸な人びとに対して行った犠牲的行為と奉仕を思い起こさせたベルトランへの尋問に対し、人民がすすり泣きと感謝で公然と対応したために、彼の命を奪うはずの裁判官たちは判決を何度も延期し、被告を監獄に送致せざるをえなかったものであり、長期にわたるリヨン包圍の間、彼は監獄にとどまることとなった。まさにテルミドール九日に、ベルトランとその他数名のリヨンの民主派を捕らえ、パリに移送するように、との命令が下された。彼の潔白と毅然とした態度とはあまりにもよく知られていたために、彼の鉄鎖が解かれたのはようやく共和暦第四年ヴァンデミエール二三日(九六年一〇月五日、本章訳注〔36〕を参照)以後のことであった。

人びとと祖国と自由を熱烈に愛し、平等を厳粛に擁護し、人民の立場に立つ清廉な行政官であり、よき息子にしてすばらしい友であったベルトランは、グルネル兵營虐殺事件の後、テンブル騎士団本拠地〔現在はパリ第三区タンブル地区〕での軍法會議の手で殺害された。刑場に連れて行くために彼を呼び出されたとき、彼は眠っていた。

武器を携帯していなかったのに、しかもグルネルから遠い場所(セーウルに向かう途中)で捕らえられたこの善良で高潔



な市民は、報告者の結論によれば、総裁政府がベルトランの死を望んでいることを急いで軍法会議に知らせていなかったならば、禁錮あるいは流刑の判決しか言い渡されていなかった、とのことである。

ベルトランおよび彼と殉教をともにした人びとが提出した破毀申立書を読むと、彼らに対する死刑判決の執行はフォワサック・ラトゥール將軍によって一時見合わされていたのであるが、將軍が破毀申立書の件を総裁政府「バラスら」に報告したところ、無視するようにとの命令をすぐに受け取ったのである。犠牲者たちは命を奪われてしまった……。数ヵ月後、破毀裁判所は彼らに有罪を言い渡したすべての判決を無効とした。

〔\*1〕 グルネル兵營事件。パブーフ、ダルテラ「パブーフの陰謀」事件の被告が九六年八月にヴァンドームの高等法廷に送られた後、九月九日の夜、二〇〇ないし五〇〇人の陰謀家が竜騎兵と連帯しようとグルネル兵營（現在のバリ第十五区、シャンドン・マルス近く、デゼックス通りに面す）に赴いたところ、一斉射撃を受け、死者約二〇〇人、逮捕者一三一人を出した。おそらくは「パブーフの陰謀」を密告したグリゼル（ジョルジュ、George Girard、一七六五—一八二二年。八二年に志願兵、八四年に身長を理由に免役除隊。革命勃発後、義勇兵として戦闘に参加、大尉に昇進。九六年にはグルネル兵營に配属。次号に掲載予定の第三章訳注〔22〕をも参照）による策謀であろう。総裁のひとりカルノーは二週間前に、おそらくはグリゼルから通報を受け、第二竜騎兵大隊司令官に陰謀家たちの動きを知らせていた。総裁政府は法の改正を五〇〇人院および元老院に急いで求め、逮捕者たちをテンブル騎士団本拠地での軍法会議にかけた。一〇月一日、三三人（うち二人は欠席裁判、またひとり自殺）に対して死刑判決が下され、即刻銃殺刑に処せられた。しかし、九七年四月、破毀裁判所の審理によってその他の被告に対する判決が破毀され、セーヌ県刑事裁判所に移送され、無罪放免が言い渡された。

〔\*2〕 テンブル騎士団本拠地での軍法会議。ポオナローティは *commission militaire* と記しているが、*conseil militaire* が正しい。一七八九年から九三年までは軍法会議（軍事法廷）は *cours martiales* と呼ばれていたが、公会は九三年に軍事刑事裁判所 *tribunaux criminelles militaires* に、やがてその後九四年に *conseils militaires* に改組。九六年一月二日の法律によって再び *conseils de guerre* が設置された。ポオナローティが記す *commission militaire* は、九二年一〇月と九三年三月の法律によって、フランスに敵対する武装亡命者を、共和暦第三年ブレイアール九日の法によって、無許可で指定居所を離れた戦争捕虜を、また九三年六月一六日の法によって戦場あるいは軍隊内でスパイを働いたフランス人および外国人などを裁くために設置されたもの。

〔\*3〕 フォワサック・ラトゥール、フランソワ・フィリップ・ド (将軍) Francois-Philippe de Foissac La Tour, General (一七五〇〜一八〇四年)。アメリカ独立戦争に大尉として参加、革命勃発後、北部方面軍に。九三年に少将。逮捕されるがテルミドール後に釈放され、総裁政府の下で中将に昇進。「グルネル兵宮事件」の時点で国内軍第一師団(パリ管区)司令官であった。イタリア遠征に加わるが、九九年七月に降伏文書に署名したことから、ボナパルトの怒りを買って、降格処分を受けた。

(17) こうしたボスターのひとつを、番号二として証拠書類に付け加えておいた。これは、テルミドール九日以後のフランス共和国の状態と同時に、平等派がパンテオン・クラブの中で必要としたさまざまな配慮を描いたものである。

(18) 当時パブーフが自由の身であったのは、パリ中央市場の労働者たちのおかげであった。ひとりの執行吏が、彼の文書に含まれた挑発的言辞を理由とした勾引状を携えてフォブール(サン)・トノレ街二九番地のパブーフ宅を訪れたことがあったが、パブーフは長時間格闘した挙句うまく逃げおおせた。執行吏は「泥棒」と叫びつつ彼を追いかけた。パリ中央市場の労働者たちが二度彼を取り押さえたが、人民の諸権利を擁護している著述家の名前(パブーフ)を聞いただけで、二度ともパブーフを解き放った。ディディエとダルテがかつての聖母被昇天修道院の中の隠れ家を彼に提供した。

(19) 累進税は、それに必要な正確な富の評価がさほど困難なく達成できるのであれば、土地を細分化し、富の集積を妨げ、また、無為と贅沢を廃するための有効な手段であろう。確かに不動産取入は正しく評価できるが、しかし万人の目から隠しやすい資産はどう評価できるのだろうか。課税基準のこうした定め方は、たかだか善への一歩前進にすぎない。悪を緩和しはするが、その根を断つことにはならないであろうから。

(20) 後になってはじめて生じる経験の結果という助けを借りずに、さまざま革新のもたらす多くの利点を大衆に納得させることは困難である。それゆえ、古代ギリシア・ローマのきわめて思慮深い立法者たちは、宗教的な作り話に訴え、それによって、説得できないでいた大衆を畏怖させた。危険を孕んでいないわけではないこうした方法は、幸なことか不幸なことかは私には判らないが、哲学(英訳版では、科学および哲学)の素養がある諸人民にあっては首尾よく用いえないであろう。つまり、喜びのもたらす魅力によるか、あるいは力に訴えるかしない限り、大した改革はなしえないのである。

キリスト教は、隷従させるために人を欺く人びとによって変質させられていなかったならば、同胞たちの友である立法者にとって大きな助けとなりえたであろう。自然宗教に由来するものとして提示され、また自然宗教と異なるところのない、

イエズスの純粋な教説は、賢明な改革の助けとなり、また真に社会的な習俗の源となりえたであろう。そうした生活規範は、多くの人びとに、行動の面で自分たちの直接的利益しか考えないようにし、また一切の美德を無視するように仕向ける物質主義とは相容れないのである。

[1] ジェルミナル一二日の運動。ジェルミナル蜂起。九五年四月一日、フォール＝サン＝タントワヌを中心とするパリのサン＝キュロットによる大暴動。国民公会の議場に乱入し、九三年憲法の施行とパンを要求したが、三〇〇人ほどの国民衛兵と一握りの兵士によって解散させられた。テルミドール派の主導する公会は首謀者たちを南米ギアナに流刑とし、また八人の山岳派議員の逮捕を命じた。

[2] ブレリアール蜂起。九五年春、食糧危機とインフレの進行を前に、各地で暴動が発生していた。共和暦第三年ブレリアール一日（九五年五月二〇日）、パリのサン＝キュロットが「パンと九三年憲法」を要求して国民公会の議場に乱入したが、富裕地区の国民衛兵隊と軍隊によって鎮圧された。翌二日から四日にかけてのフォール＝サン＝タントワヌの大隊を中心とする動きも軍隊によって鎮圧された。パリのサン＝キュロットは武装解除され、これが最後の蜂起となった。

[3] プレシ Mesais 監獄は、カルティエ・ラタン、サン＝ジャック通りにある、現在のリセ・ルイ＝グラン校に併合されたコレージュ・デュ・プレシが拘留所として用いられたもの。キャトル＝ナシオン Quatre-Nations 監獄は、マザランの遺言に従って創設されたコレージュ・デ・キャトル＝ナシオンが、革命期には一部が監獄として、また公安委員会の会議場として使われていた。現在はフランス学士院が置かれている。

[4] ドゥボン Dubon（生没年不詳）。ロベスピエール派。ダルテおよびブオナローティの提案で蜂起委員会（秘密総裁府）に参加。ひとりの清廉潔白な政務官 magistrat による革命独裁を支持、私有財産制の廃止を主唱。ドゥボンの著書はフランス国立図書館 BNF に所蔵されておらず。

[5] ジュリアン・ド・ラ・ドローム Julien de la Drome（本名はアントワーヌ、マルク Marc Antoine）（一七四四年四月、一八二二年ブザンソン）。文学志望でパリに。革命に熱狂、ドローム県から立法議会議員補欠に。九三年九月、公会議員。ロベスピエール派。タリヤンに告発されるが、放免。

平等をめざす、いわゆるパブーフの陰謀（二）

- [6] ベルトラン、アントワーン・マリー Antoine Marie Bertrand (一七五四年リヨン〜九六年パリ)。父はリヨンの卸売商・製造業者のひとり。一七九三年三月にリヨン市長に選出され、シャリエ派とともにリヨンの運営に当たったが、五月に穩健派の蜂起によって転覆。逮捕・投獄されるが、共和派の部隊の手で解放され、テルミドール後にパリに逃れた。ヴァンデミエール一三日以後にも、リヨンにおける白色テロの犠牲となっているリヨンの共和派の窮状を総裁政府に訴えた。ゲルネル兵営事件の後、逮捕され、共和暦第五年ヴァンデミエール一八日に死刑判決を受け、銃殺。本章原注(16)をも参照。
- [7] フォントネル Fontenelle。不詳。
- [8] フィロン Filion (生没年不詳)。パリの靴屋。アル・オブレ・セクション革命委員会のメンバー。ロベスピエール派の叛乱容疑者として保安委員会に逮捕された。
- [9] シヤナン Chanan。不詳。
- [10] デュブレ、シモン Simon Duplay (一七七四〜一八二七年)。ヴァルミーの戦いで脚を失い、通称「木の脚」。ロベスピエールと同様、サン・トノレ街三九八番地(現行の番地で)にあった叔父モーリス・デュブレ宅に住む。九四年七月に逮捕され、プレシ監獄に収監され、九五年七月二日に釈放。パプーフの『人民の斥候』紙に奇稿。陰謀の会議に出席、しかしヴァンドーム高等法廷では被告とならず。後に警官に。なお、女性に淡白なロベスピエールではあったが、この叔父の末娘エレノール Eleonore と同棲していた。またこの叔父の末娘エリザベトはルバ(第一章原注(20)の補注[\*6])の妻。
- [11] ボドソン Bodson (生没年不詳)。職業的画家。一七九四年にエベール派として公安委員会に逮捕された。ロベスピエールとその公安委員会に対しては、民衆運動が敗北した責任を追及。パプーフ派の一人として、共和暦第三四年にサン・キュロットの間で信望があった。「陰謀」の中では、パリ第十一区の革命工作員であった。
- [12] クロード・フィケ Claude Fiquet (生没年不詳)。ヴァランス(ドローーム県)で革命委員、パリに出て、警官。九五年三月に逮捕状、プレシ監獄に収監され、五月二〇日のプレリアル蜂起を準備。蜂起後再びプレシに一〇月二四日まで在監。
- [13] 「陰謀」では第六区の革命工作員、パリ市長に擬せられていた。ヴァンドーム裁判にかけられるが、釈放。
- [14] マサール、ギヨーム・ジル・アンヌ Guillaume-Gilles Anne Massart (ou Massart) (生没年不詳)。海軍志願兵、後に大尉、さらに参謀副官に。国民衛兵隊の大隊長。「陰謀」の中では軍事工作員のひとり。ヴァンドームで裁かれるが、釈放。

共和暦第六年から第九年にかけてパブーフ派の活動。一八〇二年にセイシェル島に流刑。

- [14] ブーアン、マチュラン Mathurin Bouin (?、一八〇二年四月、五月)。パリのマルシェ・セクシヨンの治安判事。ジャコバン・クラブからコルドリエ・クラブへ。「陰謀」の中では第四区の革命工作員。逮捕され、ヴァンドーム裁判で有罪、流刑判決。後にセーヌ県刑事裁判所では無罪放免。一八〇二年に流刑処分を受け、セイシェル島に流刑。

- [15] トランシャル Trinchard。不詳。

- [16] グラール、ジャン＝バティスト Jean-Baptiste Goulard (?、一八〇六年)。元印刷工でオブセルヴァトワール・セクシヨンの革命委員会メンバー。ヴァンドーム裁判にかけられたが、釈放。一八〇二年に逮捕され、オレロン島からさらにカイエヌヌに流刑、当地で死亡。

- [17] マイエ Maillet。不詳。

- [18] レヴォル Revol (生没年不詳)。プレシ監獄で将来のパブーフ主義者と面識。「陰謀」成功の暁には司法委員に擬せられていた。逮捕されず。

- [19] ソリニャック Solignac。不詳。

- [20] グラヴィエ Gravier。不詳。

- [21] ジュリアン、L. M. (・デ・ザルム) Julien des Armes (生没年不詳)。フェアンツァ焼製造業者。「陰謀」発覚後の押収文書の中では、パリの総評議会メンバーおよび武器・火薬担当工作員に擬せられていた。

- [22] ダレール＝トゥナイユ Dalairé-Tenaille。不詳。

- [23] 革命裁判所 (革命法廷) tribunal révolutionnaire。九三年三月一〇日に特別刑事裁判所として設置、同年一〇月二九日から革命裁判所と改称。九五年五月三一日に廃止。「あらゆる反革命の企て、自由、平等、共和国の一体性・不可分性、国の対内的・対外的安全に対するあらゆる攻撃、王政復活を目差したり、その他、人民の自由、平等、主権を侵害する権力機関を樹立したりしようとするあらゆる陰謀」を裁く一審制の裁判所としてパリに設置。当初は一部のみ、九三年九月からは四部に増設され、恐怖政治の要となった。九四年六月からは、予審も証人尋問も弁護もなく、ただ心証だけで判決。刑は死刑のみで、即刻執行。地方にも人民代表委員によって革命裁判所が設けられていたが、九四年四月にパリに統合。パリの革命裁判所は合計五三三四人を裁き、うち二七四七人が死刑に処せられたとされる。

[24] ルブラン Leblanc。不詳。

[25] プレリアール以前に国民公会が設置した「一人委員会」は、ジェルミナル後に「九三年憲法」実施のための附屬法の起草に着手したが、失敗。特段のデクレによらず、同じ委員会が九五年三月から八月にかけて新憲法の起草作業に当たった。

[26] ドーヌー（\*1）らとともに起草した憲法草案の審議に先立つ演説の中で、ダン格拉斯は「われわれは最良の人びとによって統治されなければならない。最良の人びとは、もっとも教育があり、法の維持に最も関心がある人びとである。ところで、そのような人びとは、ごくわずかの例外を除いて、次のような人びとのうちには見出されない。すなわち、財産を所有するがゆえに、その財産が存在している国とその財産を保護する法律、その財産を維持する安寧とに結びつけられている人びとである」と述べた（前掲、河野編『資料 フランス革命』所収、服部春彦訳『資料七七 ボワシー・ダン格拉斯 憲法草案について』五三七ページ）。

[\*1] ドーヌー、ピエール・クロード・フランソワ Pierre Claude François Daunou（一七六二年八月ブローニュ＝シュル＝メール）一八四〇年パリ）。一七八八年に司祭、宣誓派（脱キリスト教化運動）中での「聖職者民事基本法」に宣誓した。司祭として、九一年にパド＝カレール県の副司教に。国民公会議員に選ばれ、国王逮捕・死刑に反対。ジロンド派憲法草案の審議に積極的に参加。ジロンド派議員の逮捕に反対したため、九三年一〇月から一年余の間投獄された。テルミドル後、九四年一二月に公会に復帰し、ボワシー・ダン格拉斯、ランジュイネ（第一章訳注〔25〕を参照）とともに「共和暦第三年憲法」の起草に尽力。公教育に関する法律の制定、フランス学士院の創設にも貢献した。

[\*2] ボワシー・ダン格拉斯、フランソワ・アントワーヌ François Antoine Boissy d'Anglas（一七五六年一二月アルデーシュ県）一八二六年一〇月パリ）。パリ高等法院付き弁護士。三部會議員（第三身分）、立法議會議員を経て、公會議員に。平原派（中間派）に位置。ジロンド派に対する断罪に抗議、しかしロベスピエールにはお追従。概して沈黙を守っていたが、ロベスピエール失脚後は恐怖政治への反対を隠さず、テルミドルの反動の旗手に。九四年一二月一五日に公安委員会のメンバーとなり、公會議長にも。プレリアール一日の蜂起に対し断固たる態度をとった。共和暦第三年ジェルミナル二九日（九五年四月二八日）に「九三年憲法」に基づく組織法の起草するための「一人委員会」に選出され、「共和暦第三年憲法」起草に決定的役割を果たした。

[27] プリュメール一八日のクーデタによって総裁政府が崩壊した後、ボナパルトがシエースらと起草した「共和暦第八年フリ

メルル二二日のフランス共和国憲法」(いわゆる「二七九九年憲法」)が制定され、統領政府 *Gouvernement* が成立する。第一統領にはボナバルト、カンパセレスが第二統領、ルブランが第三統領に選ばれた。一八〇二年にはボナバルトは終身統領に就任し、〇四年には皇帝位につくこととなる。

[28] 「九五年憲法」は、その第八条において「市民 *citoyen*」の資格を、市民名簿への登録者で「直接税、地租、または個人所得税」を納入する男性に限定し、しかも第十六条では、共和曆第十二年からの実施としてはいたが、青年に対し「読み書きができ、かつ技術的職業を行うことができること」の証明を市民名簿への登録条件とした。

[29] 「九五年憲法」には直接に「叛乱を促す」なる文言を含む条文は見当たらない。公秩序に反する結社を禁じた第三六〇条を指しているのであろうか。あるいは本章原注(8)との関連でこう記したのであるうか。あるいは、九六年四月の「共和曆第四年ジェルミナル二七日法」(本章訳注[77](次号)参照)との関連か。

[30] 「九五年憲法」は、その第三五条において、例えば「人口六〇〇人以上のコミュニオンにおいては、二〇〇労働日の地方価格に等しい収入と評価される財産の所有者もしくはは利益権者、または一五〇労働日の価格に等しい収入と評価される住居の賃借人もしくは二〇〇労働日の価格と評価される農地の賃借人。……」を選挙人に選任されるための条件とした(前掲、中村義孝編訳『フランス憲法史集成』、六一ページ、を参照)。その結果、選挙人資格を有する者は、約三万人と推定されるのであって、「三万人の富裕な選挙人に依拠する、名望家の共和国樹立」を目差したとされる。

[31] アントネル侯、ピエール・アントワーヌ *Pierre Antoine, marquis d'Antonnele* (一七四七年六月アルル〜一八一七年一月アルル)。貴族の出身ながら、八九年に『第三身分の教理問答』を出版するなど、革命思想に同調。九〇年から九一年までアルル市長、立法議会議員。ジロンド派議員裁判の陪審員となった際に、公安委員会からの圧力に抗議、そのために公安委員会の命令により逮捕・投獄。テルミドール一九日に釈放され、著書『市民権に関する考察』(原著では *Considerations sur les droits de cité* となっているが、フランス国立図書館 BNF の目録によれば *Observations sur …*) の中で「所有権は自然権の中で不当である」、「土地は国民の不可分の財産である」と書いて、パプーフの注目を引いた。その後バンテオン・クラブで演説。アマール(本章訳注[52]を参照)とともにパプーフに資金提供。九六年三月三〇日に秘密総裁府(次号以下に掲載予定の第三章を参照)の七人のメンバー(総裁)のひとり。しかし、ブオナローティの記述では、四月二四日以後、五月一〇日の逮捕までアントネルの名は出てこない。ヴァンドーム高等法廷では弁明によって証拠不十分として釈放。「財

産の共同体」をめぐってバブーフとの間に意見対立があったこと、そしておそらくはパラスの計らいが背景にあった。

- [32] ルベルティエ (・ド・サン＝ファルジョー)、フェルディナン・ルイ・フェリックス Ferdinand Louis Félix Lepelletier (de Saint-Fargeau) (一七六七年一〇月パリー一八三七年一月パリ)。法服貴族の家系の出。軍隊に入り、一時ランベスク公 prince Lambesc 付き副官。革命思想を信奉し、ジャコバン・クラブ、バンテオン・クラブで演説。アマール (本章訳注 [52] を参照)、アントネルとともに、バブーフに資金援助。秘密総裁府のメンバー。資料二「兵士よ、足を止めて読みたまえ」はルベルティエが書いたものとされる。ヴァンドーム高等法廷では欠席裁判、九七年五月に釈放。

- [33] 普通法 *droits communs*。一般法とも。例外的な事項・地位や特別法の規制に服する事項を除き、すべてのカテゴリーに共通に適用される原則的・通則的法規範。身分や財産によって法的扱いに差異を設けない規範。

- [34] 九五年憲法についての国民投票は、九月六日に開始され、二三日に集計結果が公示された。賛成は一〇五万七三九〇票、反対は四万九七八票であり、棄権は約四〇〇万であった (賛成九四万一八五三、反対四万一八九二票という数字もある)。

- [35] 八月一八日に国民公会は、新議会の議員の三分の二は公会議員の中から選ばなければならない、とするデクレを採択したが、それは、国民公会を牛耳るテルミドル派が、白色テロ、キプロン港への上陸事件に不安を覚え、そしてアシニヤ紙幣と物価高問題ゆえの人氣低下を恐れ、王党派の勢力復活を前に、新しい憲法に基づく選挙での勝利を確保するためであった。

- [\*1] 白色テロ *terreur blanche*。山岳派による「赤色恐怖政治 (テロル)」との対比で、ジャコバン派ないしサン＝キュロットに対する九五年春から夏にかけての報復。特にフランス南東部において激烈であって、リヨン、マルセイユ、アヴィニヨンの監獄を襲撃し、恐怖政期の復讐が行われた。パリでは「金びか青年組」*jeunes dorés* (奇抜な服装から 伊達男連 *muscadins* とも呼ばれた、王党派に近い集団) が、カルマニョール服 (サン＝キュロットが好んだ皮のヴェストとパンタロン。シャンソンの題名にも) を着たり、フリギア帽を被ったりしている市民に暴行し、ジャコバン派のクラブを襲撃した。

- [\*2] 九五年六月二十七日、イギリス艦隊が四五〇〇人からなる梟党 *chouannerie* の部隊が合流。しかし指揮をめぐる内紛の間に、ブロン半島に上陸させた。これに三〇〇〇人からなる共和国軍が一万人の兵力をもって鎮庄にかかり、七月二二日に勝利を収めた。梟党の農民たちは釈放されたが、亡命者七四八人が死刑判決を受け、銃殺。



[36] ウアンデミエール一三日(九五年一〇月五日)。王党派が四八セクシオン中三〇セクシオンの住民と国民衛兵隊の一部に依拠しつつ、「国民公会議員三分の一選出義務」のデクレに反対して起こした軍事クーデタの試み。パラスの命令でボナパルトの指揮する部隊がサン・ロシュ教会前で一斉射撃を行うなどして鎮圧。この事件によって一方でテルミドール派と王党派とが最終的に決裂し、他方、公会はテルミドール九日以後に投獄された革命家に大赦の処分を下した。ボナパルトには「ウアンデミエール將軍」との仇名が与えられることとなった。

[\*] パラス(子爵)、ポール・フランソワ・ジャン・ニコラ Paul François Jean Nicolas, vicomte de Barras (一七五五年六月ウァール県一八二九年一月シャイヨー)。一七歳で軍人に、八三年に大尉で退役し、パリに住むも財産を蕩尽。パスティユ監獄襲撃に参加、生地に戻り、国民公会議員に選出。九三年三月にオート・ピレネーおよびバス・ピレネー県に派遣されて徴兵に当たった。トゥーロン(本章原注(26)(次号)の補注[\*])を参照。攻囲の際にボナパルトを大尉に、イギリス軍撤退後にトゥーロンを支配して不正蓄財。この件でロベスピエールは公安委員会を通じてパラスをパリに召還した。パラスは反ロベスピエールに転じ、テルミドール九日に決定的な役割。テルミドール派の指導者となるが、王政復古には反対であり、ボナパルトの支援の下、ウアンデミエール一三日には王党派の蜂起を粉砕。五年間にわたって総裁政府を指導し、九七年九月には「フリュクチドールのクーデタ」(本章原注(26)(次号)の補注[\*7])を参照)によって王党派を壊滅させ、九八年五月にはネオ・ジャコバン派の勝利を阻止した(同上、補注[\*3])を参照)。しかし強力な政府の指導者としてボナパルトに白羽の矢を立てたシエースの策略を前に、ボナパルトのクーデタを黙認。その後パラスは厄介払いされ、一八〇一年にはパリから所払いされ、一〇年にはローマに逃れた。

[37] テイボードー、アントワーヌ・クレール Antoine Claire Thibaudeau (一七六五年三月ボワティエー一八五四年パリ)。弁護士。三部會議員(第三身分)、国民公会議員にも選出。マレー(沼沢)派。テルミドール九日以後、公会議長、憲法(九五年憲法)起草委員会メンバー、公安委員会メンバーに選ばれる。ウアンデミエール一三日の叛乱の後、タリヤンが「九五年憲法」承認のための国民投票の無効宣言と憲法の施行延期を考えたことに反対し、「私は常に鉄の棒(不屈の男)であって、その前ではいかなる者であれ叛徒たちの陰謀はすべて打ち砕かれよう」と発言。五〇〇人院議員に選出され、王党派に接近。フリュクチドール一八日のクーデタに関わり、地下に潜行。第一帝政下にはジロンド県知事も務めた。

[38] 総裁政府の五人の総裁 directeurs。一七九五年一〇月三十一日に元老院は、パラス、カルノー、ラ・レヴェイエール、レポー、

ルトウルヌール、ルーベルという五名の総裁を選任した。九六年にルトウルヌールは更迭されて、後任はバルテルミー。このバルテルミーはカルノーとともに九七年九月には「フリユクテドールのクーデタ」後に解任されて、フランソワ・ド・ヌーシャテルとメルラン・ド・ドゥエが後任に。その後も更迭が相次ぎ、シエースがルーベルの後任として総裁となったのは、ボナパルトによるクーデタの七ヶ月前、九九年四月のことである。

〔\*1〕 カルノー、ラザール・ニコラ・マルグリット Lazare Nicolas Marguerite Carnot (一七五三県コート・ドール県一八二三年プロイセン)。工兵学校出身で革命前に大尉。立法議会に選出され、軍事委員会で重要な役割。九三年八月に公安委員会のメンバーに。義勇軍と旧王国軍の戦列部隊との混成部隊の創出(アマルガム)に貢献し、フルーリュスの戦い(九四年六月二六日)などで名声を高め、立場を強化。テルミドール九日に積極的役割を演じ、これを「革命」と呼んだ。公安委員会メンバーであったことから、断罪されかけ、「諸君は共和国軍の勝利を組織した人物に敢えて手をかけるといふのか」と述べた。サルト県から元老院議員に選出、軍事専門家として総裁のひとりに。テルミドール派と王党派との間で揺れ動いていたが、フリユクテドール一八日の「クーデタ」(本章原注(26)(次号)の補注〔\*7〕を参照)に反対して、スイスに亡命。ボナパルトによるクーデタの後に帰国、陸軍大臣に。ボナパルトとの関係は必ずしも良好ではなかった。

〔39〕 シャベル Chapelle。不詳。

〔40〕 ルシヨン Roussillon。不詳。

〔41〕 ラコンブ、ベルトラン Bertrand Lacombe (?)。共和暦第九年コモロ諸島のアンジュアン)。陰謀には直接関与せず。ブリュメールのクーデタの後、流刑処分を受けた共和主義者のひとり。

〔42〕 フェリュ Peru。不詳。

〔43〕 クーランジエ Conlange。不詳。

〔44〕 フィリップ、ピエール Pierre Philip (生没年不詳なるも、九六年五月の時点で五七歳)。恐怖政治期にナントの監視委員会の長。テルミドール後に恐怖政治家として逮捕され、九五年一〇月二〇日までアレシ監獄に。「陰謀」との関連では、一度だけブーアン宅での会合に出席。押取文書では新たな国民公会のメンバーに擬せられていた。ヴァンドーム高等法廷にかけられたが、釈放。

〔45〕 ミトフ Mitoufs。不詳。

- [46] サント＝ジュヌヴィエヴ修道院 *abbaye de Sainte-Genève*。五一〇年にフランス国王クローヴィスの命によって建てられた教会に、フン族からパリを守つたとされ、パリの守護聖人となつたサント＝ジュヌヴィエヴが葬られたことからこの名。十四、十五世紀にはほぼ全面的に改築された。フランス革命によって閉鎖、国有財産とされた。現在は、アンリ四世校。
- [47] カルディオノー *Cardinaux* (一七六〇頃～一八〇九頃)。パンテオン近くのエストラパード広場でカフェを経営。パンテオン・クラブの集会所を提供。共和暦第九年に流刑処分を受けた共和主義者のひとり、セイシエル島に流刑、当地で死亡。
- [48] パンテオン *Panthéon* (万聖殿あるいは万霊殿)。一七四四年に教会として建築が始まり、九一年に完成。直後から憲法制定議会によってフランスの偉人の墓所とされた。第一帝政期以降、教会としての用途に復したことがあったが、今日ではフランスの偉人の墓所となっており、建物の正面には「感謝せる祖国が偉人たちに捧ぐ *Aux Grands hommes, la patrie reconaissante*」なる碑文が刻んである。
- [49] 「九五年憲法」第三六二条および第三六四条によって、政治問題を扱う結社に対して「他の結社と連絡を取り、別の結社に加盟し、その他の会員と区別された会員や出席者で構成される公会の会議を開催し、入会の条件や被選資格を強制し、退会の権利を剥奪する」ことなどが禁じられ、また請願は個人的になされるべきことが定められた。
- [50] 一〇億リーヴルの国有財産。一七九〇年五月一日および七月一六日のデクレによって売却された教会財産と、九二年九月二日および九三年六月三日のデクレの対象となつた亡命者 *émigrés* の財産とがフランス革命期の国有財産の主たる構成。全体で六億リーヴルと見積もられている。サン＝ジユストが共和暦第二年ヴァントーズ八日および三日(九四年二月二六日と三月三日)に提案したデクレ(本章原注(22)(次号)を参照)は、反革命容疑者から没収した財産の無償分配を構想しており、貧窮者の名簿も作成されたが、実施にはいたらず。結果的に土地を手に入れたのは、富裕農民とブルジョワであつて、国有財産の売却によって土地所有者の数は一七八九年から一八一五年にかけて倍増したとされる。
- [51] 物乞いの絶滅 *extinction de la mendicité*。九一年に行われた調査によれば、総人口五〇〇六〇万と推定されるパリに一一万八千人以上の貧窮者 *indigents* がいたとされる。公会は九二年末から公的扶助の問題に取り組み始めた。「九三年憲法」はその「人權宣言」第二条で「公的扶助はひとつの神聖な債務である」と謳つた。農地の分割などが検討されたものの、実施にはいたらなかった。共和暦第二年ヴァンデミエール二四日(九三年一〇月一日)に物乞いの絶滅に関する報告がなされ、またヴァントーズ法(本章原注(22)(次号)参照)も制定されたが、これも実施にはいたらなかった。

[52] アマール、ジャン・ピエール・アンドレ Jean-Pierre André Amar (一七五五年五月グルノーブル) 一八一六年二月パリ。グルノーブル高等法院付き弁護士。国民公会議員、山岳派。九三年初めにイゼール、アン両県に派遣されて、兵士徴募に当たるが、大量の逮捕など、苛烈な措置。四三人のジロンド派議員の革命裁判所送りと、五月三二日および六月二日(第一章原注(13)を参照)の抗議者 protestataires に対する告訴、そして反革命容疑者の投獄を提案。ジロンド派排除後、九三年六月一六日からテルミドールまで保安委員会のメンバー。公安委員会内部に警保局 Bureau de police が設けられたことで、権限争いからロベスピエールと対立。テルミドールに際しては反ロベスピエールの側に。しかし、恐怖政治家として逮捕され、アム(フランス北部ソム県)要塞などに投獄されたが、九五年一〇月に大赦で釈放された。その後、パンテオン・クラブに参加し、「陰謀」発覚後に逮捕され、ヴァンドーム高等法廷で裁判に。しかし釈放された。

[53] ジュノワ Carois (生没年不詳)。パリの公安委員会メンバー。一度だけアマール委員会に出席。「陰謀」に関して活発な活動の記録なし。

[54] クレマン Clement (生没年不詳)。クレマンヌ Clémence の誤記であれば、ジャン・バティスト・クレマンヌ Jean-Baptiste (不詳) のこと。九二年八月一〇日に関与し、パリ市行政当局に加わり、次注のマルシャンとともに、公安委員会・保安委員会からオワーズ県、セーヌ・エロワーズ県に派遣されて、脱キリスト教化と反革命的な富裕層の逮捕を推進。テルミドール後、何度も逮捕され、サント・ベラジー監獄、アム要塞に収監された。釈放後、総裁政府期初めにパンテオン・クラブのメンバー。パプーフの信頼を得て、「陰謀」の中ではメンバー間の連絡を助けていた。発覚後に逮捕されたが、ヴァンドーム高等法廷では裁かれず。

[55] マルシャン Marchand (生没年不詳)。一七九二年八月一〇日事件に関与、テルミドール後の国民公会期、総裁政府期、統領政府期に獄中に。第一帝政にかけての時期、ノルマンディー地方で警察の監視下に置かれていた。

[56] 商品 objets venaux 課税。間接税については、八九年夏以降、民衆の不満を背景に廃止されていたが、総裁政府は財政的な理由から復活を図った。共和暦四年ヴァンデミエール九日(一七九六年九月三〇日)の法は、トランプに印紙税を、また乗合馬車の座席料に一〇%の税を課し、共和暦第六年ブリュメール九日(九八年一月九日)法は金・銀製品の保証刻印税を設け、翌共和暦第七年ブリュメール二二日(九六年一月一二日)にはタバコにも税がかけられることとなった。

[57] 革命税 contributions révolutionnaires (ou patriotiques)。八九年一〇月一日、財務卿ネッケルの要求に基づいて設置。

国家財政の破綻に対処するため、王国の住民に対し「各市民の収入の四分の一」を三度に分けて徴収するものとされた。実際にはなかなか国庫収入とはならなかった。

[58] 徴発・徴用 *requisitions*。戦時などに公的の必要から個人に対して人力の提供（徴用）や物資の提供（徴発）を命ずること。一七九二年四月にオーストリアに宣戦して以来、食糧品等軍需品の徴発が必要不可欠となり、立法議会と暫定執行委員会は九三年九月の一連の命令と法によって、県当局にその権限が付与し、応じない者は強制労働に服することも定められた。しかし公定価格（本章訳注〔61〕参照）を設定しないままの徴発は、食料品価格の高騰を引き起こした。ジロンド派が主導権を掌握した後、一二月にこうした規制は解除された。しかし九三年二月一日、イギリスに宣戦布告後、第一次対仏大同盟の結成が進むと、兵力増強の観点から、九三年二月二四日法によって三〇万人の兵力の徴募（徴用）が認められた。人的資源に対する徴用は、八月二三日の「総動員令 *levée en masse*」によって頂点に達した。同時に物的資源の徴発も進行したのであり、九三年三月九日のデクレは農業・商業に供されていない馬匹の徴発を、同年五月四日法は市場に供給すべき穀物の更なる徴発を、さらに共和暦第二年ブリュメール二五日（九三年一〇月二五日）のデクレは無制限とも言える徴発を定めた。

[59] 農地の分割 *Partage de terres*。没収し、国有化した教会財産の売却による土地所有者すなわち自営農の増加については本章訳注〔50〕を参照。本訳注を付した項のタイトルである「農事法」は複数形 *lois agricoles* であり、ブオナローティがここで念頭に置いていたのは、この国有財産売却以上に農地均分法であろう。この農地均分法 *loi agricole* は、古代ローマから借用されたものであり、国有地を全市民に譲渡することを意味する。ただしブローフは、「護民官」第三四号において、「農地均分法は一日しか持続しえない。それが実現された直後から、不平等が再生産されるであろう」と述べて、農地均分法を拒否していた。ブオナローティもまた、「農地の分割は私的所有の最初の源である」として反対の立場を示した。

[60] 奢侈取締法 *lois somptuaires* あるいは奢侈税 *impôt sur le luxe*。九三年七月二六日に国民公会は、馬、豪華な四輪馬車、駕籠その他の乗り物、さらに男性召使、暖炉、ストーブなどの贅沢品に課税するデクレを発した。また九五年七月二五日には奢侈法が定められた（本章訳注〔56〕および〔61〕をも参照）。

[61] 公定価格 *maxime*。重農主義的な観点から革命当初は商品等への公定価格の設定は行われなかったが、食糧暴動の頻発を前に公定価格制の導入に転じざるをえなかった。九二年の徴発が物価高騰を招き、食料品の価格統制を求める声が高まった。九三年二月には国民公会でパリの四八セクションからの請願書が朗読された。戦況の悪化もあって、公会は九三年五月四日

に穀物に関する最高価格制 maximum を導入した。しかしその効果は不十分であったため、公会は九月一日に全国レビューでの穀物、小麦粉、飼料の公定価格を定め、さらに九月二九日に食料品・生活必需品および賃金の最高価格を定めた。この最高価格令 Maximum général による統制経済は、テルミドール後、九四年一二月に廃止されたが、直後からアシニャ紙幣の暴落と物価高騰が再発したため、テルミドール派主導の公会と総裁政府は九五年七月二五日に、「自らの労働でのみ生計を立てている」肉体労働者 manoeuvre を除くすべてのフランス人（および外国人居留者）から毎年五フランを徴収する、とした奢侈法 loi somptuaire を定めた。

〔62〕 アマールは、テルミドール九日直前にロベスピエールが公安委員会内に警保局を設置したことに反対。しかしテルミドール九日には反ロベスピエール派に属したが、公然とその旨発言したことはない。本章訳注〔52〕をも参照。

〔63〕 例えば九三年の「人権宣言」第二条は、平等、自由と並んで所有権を確認し、さらに第一六条において「所有権とは、市民すべてがその財産、取入、その労働と職業の果実を随意に享受し、処分する権利である」と定義していた。

## 証拠書類 二

### 人民に真実を 八九年の愛国派による

——七月一四日、八月一〇日およびヴァンデミエール一三日について①

人民よ。君たちの諸権利を踏みにじるためにのみそれらについて語り、君たちの主権を侵害するためにのみそれについて語る連中の野心的な考え方如何によって、ちやほやされたり脅されたり、褒められたり卑しめられたりしている人民よ、重大な真実に耳を傾けたまえ。そして共和暦第二年テルミドール〔九日〕から共和暦第四年ヴァンデミエール〔第一章訳注〔36〕を参照〕にいたるまで、君たちが耐え忍ばされてきたあらゆる災禍の原因を知りたい。

偉大な革命につきもののいくつかの誤謬や専断的な行為が、共和国の最初の数年間もたらした偉大にして輝かしい出来事にいくつかの汚点を残した。誤りを正し、あらゆる暫定的な統治形態をやめさせ、人民の諸権利と主権とを保障する憲法を人民に与え、権力を濫用していた連中の手から権力をもぎ取り、醜惡な頭を再びもたげようする希望をすべて専制支配から奪い去ること、これこそ、もしも人民の利益と共通の幸福とによって準備されたものであったなら、テルミドールの革命が行ったはずのことだ。しかし、そのテルミドールの革命は悲惨な結果をもたらした。惡徳、不和、憎惡、野心、そして復讐心のなせる業だったからだ。その革命はいっさいを王党派にとつての利点に変えたのであり、また、結局は、純粹で勇敢な共和主義者たちを、またその革命を行うのに利用された共和主義者たちさえも、破滅に追いやつた。それ以來、誹謗中傷がますますその有害さを募らせた。愛國者、人民の友、自由の創設者はみな、詐欺師、凶惡犯、恐怖政治家、吸血鬼呼ばわりされた。これらの呼び名は共和主義者と同じ意味となつたのであり、買取された新聞はそれらの呼び名を繰り返し、腐りきつた演説者どもは元老院の演壇をそれらの呼び名で汚してゐた。それ以來、飢餓、殺戮、アシニヤ紙幣の信用下落、商品買占めが企てられた。革命を行つた人民のうちにはもはや、自分たちだけが支配者だ、と自称する裕福な一〇〇万人に屈服しようとしてゐる人びとの大群しか見られない。反革命分子たちの境遇は氣の毒に思われたのであり、彼らはすべて恐怖政治の犠牲者を自称してゐた。彼らは監獄から解き放たれ、その監獄はたちまち、恐怖政治家と呼ばれた共和主義者で一杯になつた。共和主義者があらゆる民間および軍の職務から追ひ出され、それらのポストは、突如として典型的な愛國者になつた、帰国亡命者や貴族や宣誓忌避僧侶どもに託された。すぐにわが国の軍隊は秩序が乱れ、裏切り行為が多発した。ほんの少し前にはあらゆるもので満ち溢れてゐた海軍工廠は空っぽになり、わが国の艦隊は打ち破られ、敵に引き渡され、わが国の海軍は潰滅したのだ。監視までも取り除き「革命監視委員会の廃止」、抗議の声（これは自由な人民のもつ、時効にかかることのない権利なのだ）を押さえつけねばならなかつた。したがつて、新たな専制支配者どもは、革命の前線歩哨をなし、またピットやコブールといった輩の

恐怖の的であつた民衆協會を急いで解体した。それらの協會は、すべての人の心を奮い立たせる輝きが飛び出し、また自由への熱情を抱かせる大衆教育の中心だつたからだ。それらは野心と陰謀に対する強力な防御物だつたからだ。またそれらのみならず、自由の船が乗り上げて碎け散りかねない暗礁を水先案内人に警告する灯台だつたからだ。

何と多くの措置が、反革命を遂行し、強化するためにとられたことか。何と多くの亡命者が、農民や労働者という資格で帰国し、「断罪される手で公会から無理に取りつけられたことか。何と多くの亡命者が、農民や労働者という資格で帰国し、「断罪されるべき亡命者の名簿から」抹消されたことか。何と多くの宣誓拒否僧侶が赦されて、狂信を抜けていることか。有罪判決を受けた王政主義者たちの財産はアシニャ紙幣に対する確実な担保を提供していたのだが、それが彼らと同じくらい罪深い親族たちに返還された。それゆえ公的信用の破滅が生じたのだ。大赦が臆党およびヴァンデの叛乱者たちに与えられたのだが、彼らはそれを拒んだ。彼らは、列強国間におけるように「対等に」交渉することを望んだのだ。おお、何という悪辣さの極みであることか。おお、わが祖国にとって何という恥辱であることか。シャレット<sup>1</sup>、ストフレ<sup>2</sup>、コルマタン<sup>3</sup>、サビノー<sup>4</sup>、そして叛乱を起こした強盗の指導者どもと和平を交渉するとは。彼らの武装を放置するとは。祖国の内部を引き裂いたこと、何千人もの共和主義者を殺したことについて彼らに報い、そして、内密の条件で彼らに祭壇と王座（教会と国王）の再確立を約束するとは。人民の受任者（議員）たちが、歴史の一時期を汚すことになる、かくも非難すべき協定を締結し、フランスの元老院が、世界で最初の国民にとつての恥辱を追認するとは。ああ、後世の人びとよ、あなた方はそんなことを信じはしないだろう。フランス人民よ、もし君たちがその日撃者でなかったならば、君たち自身そんなことを信じはしないだろう。しかも、完全な勝利から二年の後に、君たちの受任者は君たちの恥辱を（協定文に）明記し、君たちの戦勝記念碑を喪章で覆つたのだ。勝利を収めた君たちの軍隊がライン河の彼方に、アルプス山脈とピレネー山脈の頂上に、またバタヴィアの湿地帯の奥深くに自由の樹を植えたばかりのまさにそのときに、君たちが打倒した、そしてテルミドールの反動がなければ同盟国ともども君たちが吞ませようと望んだ条件で和平を求



めにやってきたであろう、ベルリンおよびマドリッドの専制君主たちとの間で結ばれた恥ずべき条約が、君たちの名において正式に承認されたのだ。

しかし、政府のさまざまな委員会がバンドラの箱になったとしても驚いてはならない。それらの委員会は、ロヴェール〔第一章原注(20)の補注(\*1)参照〕、ボワシー〔第二章訳注(26)の補注(\*2)参照〕、サラタン、ローモン、オーギ、ラリヴィエール、ランジュイネ〔第一章訳注(25)参照〕、デュモン等々といった、すべて強烈な王政主義者であつて、自由を抑圧し、人民を再び隷属させ、そしてごく際立つた共和主義者を大量に殺すことによつてのみ、自分たちが仕えている専制支配者への義務から解放される輩で満たされていたのだから。

しかしながら、死刑台上で流された血だけではいまだ十分ではなかつた。そこで、共和国のあらゆる地点で、イエズスの仲間や太陽の仲間と称する団体の名で暗殺者団が組織された。ボワセのような連中がリヨンとプール〔ジロンド県〕に、そしてカドロー、シャンボン、マリエット、イスナールのような連中がエックス〔アン・プロヴァンス〕とマルセイユに派遣された。まさに彼らの恥ずべき命令に従つて、南仏地方全体で愛国者に対する暗殺が〔功績として〕部隊内で通達によつて表彰されたのだ。まさに彼らの旗の下で暗殺者どもが練り歩き、監獄の扉が壊され、その中にいた愛国者がすべて殺されたのだ。暗殺者どもは衣服を血で汚して出てきた。彼らは家に押し入り、道路を徘徊し、自由への支持を口に出したと判つた者すべてにサーベルで切りつけた。子供が母の胸の中で殺され、夫は妻の腕の中で、老人は息子の傍で殺された。それで、ローヌ河の流れは、死体を押し流しつつ、すでに共和主義者の血に染まった地中海の波と混ざり合つていった。しかも、何と多くの恐怖に満ちた光景が、人民の受任者を自称する残忍な連中の眼前で続いたことか。外国の金に身を売つた連中に抑圧されていたか、あるいは売春婦たちに身を委ねていた公会は、フランスが悲嘆と殺戮とに覆われるのを一〇ヶ月間にわたつて放置したのだ。しかも、公会は、暗殺者を処罰させなかつた。ロヴェールは恥知らずにもこれらの暗殺を人民の正義と呼んだのだつた。……

人殺しどもを処罰しないまま放置し、大衆の精神を腐敗させ、行動力を挫き、自由への情熱を抑圧し、わが国の軍人を勝利に導いた賛歌を愛国者たちの大殺戮を引き起こす人殺し賛歌に置き換えるだけでは十分ではなかった。ボワシーが公会の演壇で滑稽にも、食糧は確保されている、と発表したばかりだというのに、人民には粗悪なパンを二オンス〔約六一グラム〕しか与えないことよって、人民を絶望の淵に追いやらねばならなかった。

その通り、疑いもなくあらゆるものを腹いっぱい食べていた富裕な一〇〇万人にとって食糧は不足してはいなかったのに、人民はすべてに事欠き、空腹で死にそうなのだ。

フランス人民よ、君たちの運命はいかなる手に委ねられているのだろうか。テルミドル反動期にかつてなく抑圧された公会から不実の王政主義が強引に手に入れた、人民を殺す多くのデクレに反対しようと望んだ〔公会〕議員たちを元老院から放逐し、断罪し、死刑台へと連れて行くのを目にしているのに、君たちを飢えさせ、裏切り、破壊させ、切り殺したのと同じ連中が、今なお元老院に議席を占めているのだ。その通り、君たちは、葬列と悪業の日々、ジェルミナルとブレリアールの悲劇的な日々〔第二章原注(1) および(2) 参照〕を目にした。君たちはそのとき、君たちの受任者のもとにやってきてパンと、自由かつ厳かに、そして全員一致で君たちが受容した憲法とを要求したことで、徒扱いされたのだ。

〔パリの〕下町の勇敢な住人たちよ。君たちが統治者たちの命令に従った〔フレロンの〕金びか組カブによっていかに追い立てられ、追いかけられ、君たちの家を占拠され、投獄されたかを、また君たちの中のもっとも行動的な人たちがいかに軍法会議で裁かれ、元老院において君たちの正当な要求を支持する声を勇敢にも上げた受任者たちのみの血が流されたのと同じ死刑台に引かれていったかを、君たちは覚えていよう。……高潔なゲージョン、ロム、デュロワ、スーブラニ、ブルボット、デュケノワ〔以上六人については、第二章原注(5)を参照〕よ、君たちは人民の利益を擁護し、人民と自由のために命を捨てることを誓った。そして君たちは誓いを守った。君たちの勇敢な献身は死刑執行人たちを

青ざめさせた。その献身は国民の利益 *chose publique* に奉仕した。それは共和主義者たちの心に刻み込まれており、また、後世に伝えられて、グラックス兄弟〔第二章原注(14)の補注〔\*3〕参照〕やクルティウス〔古代ローマの伝説的人物〕やレグルス〔古代ローマの執政官〕と並び称せられることになるだろう。フランス人民よ、君たちには、あの痛ましい日々を、それらを引き起こした憎むべき張本人どもを今の世代と未来の世代が呪うためにのみ、想い起こしていただきたい。君たちは、共和暦第二年テルミドルに続いた一五ヶ月の間、ローマのパトリキ〔世襲貴族〕のもとの奴隷たちも、ポーランドの地方行政官のもとの農奴たちも、また、アフリカの河川で恥すべき売買の対象となつたあの不幸な人びとでさえ、かつて耐え忍んだことのない、ありとあらゆる恥辱と災禍とを君たちの上に積み上げたことを忘れてはならない。

卑怯者どもよ。彼らは恐怖政治を非難していたが、その恐怖政治は犯罪に対してのみ存在したのだ。ところが彼らは、美德と共和主義に対して残酷なテロルを行った。……極悪人どもよ。彼らは一〇人法制委員会〔古代ローマの「十二表法」編纂委員会〕的な専制支配を打ち倒した、と言っていたが、人民よ、彼らが一五ヶ月間にわたって行ってきた専制支配ほど君たちを圧迫した専制支配はかつてない……。ペテン師どもよ。彼らは、彼ら自身のせいで君たちが苦しめられている災禍すべての責任を、もはやこの世にはおらず、後世が判断を下すこととなる人びとに負わせていた。前任者たちの偉大な活動を続行しえず、いっさいをかき乱し、混乱させてしまった彼らは、君たちに君主制を懐かしがらせようとした。しかし畏はあまりにも粗雑だった。君たちははるかに彼らと事件とを判断する術を心得ていたのであり、君たちを苦しめている貧困は君たちの友のせいではなく、統治者どものなせる業であることが分かっていた。また君たちが確信しているように、共和国の最初の二年間は、君たちの諸権利が尊重され、君たちの敵が抑え込まれ、産業と技芸が奨励され、君たちの海軍工廠はもので満ち溢れ、君たちの艦隊は十分な装備がなされ、君たちの船旗は世界の海に翻り、君たちの一四の軍団はいたるところで勝利を収め、ヴァンデの乱は殲滅され、諸外国の敵どもは潰走し、専制君

私たちはぐらつく王座で恐怖におののき、まさに君たちにひれ伏そうとしており、アシニヤ紙幣の信用は維持されていた。また、徴税請負人と投機師たちの貪欲は抑制され、君たちの市場には品物が取り揃えられ、豊かさは、自由を獲得するために君たちが行った無数の犠牲への見返りとなっていた。

多くの恩恵がもたらされた後に、いったい何が起きたのだろうか。テルミ、ドールの反動は何と無残な光景を君たちに示したのか。君たちの諸権力は否認され、踏みにじられ、君たちの友、擁護者、仲間たちは中傷され、断罪され、投獄され、虐殺された。さまざまな共和国を滅ぼしてきたきわめて激しい投機売買が、活気をもたらず商業に取って代わった。君たちの艦隊は打ち破られ、イギリス軍に売られ、引き渡された。君たちの店舗、海軍工廠にはものがない。ヴァンデの乱と梟党の乱は勢力を結集した。共和国の兵士たちの熱意は麻痺させられ、彼らを勝利に導いた勇士たちは追放され、貴族、亡命者、王党派に取って代わられた。君たちは三〇〇億フラン（リーヴル）のアシニヤ紙幣が一〇ヶ月間で使い果たされるのを、また、君たちから奪い取ったものを豊かな地主、大商人、投機師、買占め人が分かち合い、君たちの膏血を少しずつ絞り取っているのを目にした。君たちは、ものが豊富な最中に飢餓があり、はばかるところのまったくない贅沢とならんで極貧があるのを、また、公衆道徳が失われ、殺人が命令され、処罰されずに済んでいることを、犯罪が美徳に勝利し、民主政が消滅し、王座に上る階段が再び据えられ、新たなタルクイニウス（暴政ゆえに追放された、古代ローマ王国最後の王）が王座につこうとしているのを目にした。最後に、あれほど誹謗中傷され、あれほど告訴されている、あの勇敢な共和主義者たちの勇氣、つまり国民公会の破壊を阻止し、ヴァンデミエール一、一三、そして一四日の忘れたい日々（一九五年一〇月五日。第二章訳注〔36〕を参照）に共和国を救った人びとの勇氣がなかったならば、自由は消え去っていただろう。

しかしながらそれらの日々は、民主政の勝利にとって決定的な結果をもたらしたのではなかった。陰謀家どもは処罰されなかったからであり、彼らは暗殺、投機売買、買占め、紙幣の価値下落の体系を続行したからであり、また、元老

院においてさえ庇護者を見出しているからだ。しかし、フランス人民よ、あの忘れたい日々は君たちにとって敗北だったのではない。なぜなら、あらゆる犯罪をやつてのけていた穢れた連中の手から権力が取り上げられたからであり、それらの日々のおかげで、死刑台と王党派集団の短刀とを免れていた共和主義者が彼らの家族のもとに戻つたからであり、そしてまた、彼らはすでに共同の幸福 *Bonheur commun* のために活動してきており、また、彼らが、諸原則を曲げることのできない愛国主義者たちからの信頼を手に入れば、彼らが、共和政府に対して陰謀を企て続ける王党派、亡命貴族、宣誓拒否僧に容赦ない打撃を加えるならば、市場にものを供給するために、彼らが食料品価格を引き下げ、ために強力な措置をとるならば、また、彼らが、邪心がなく、精力的で、見識があり、また反革命が起きた場合に共に死んでくれるような共和主義者のみを職場に残すならば、よりいっその活動をするであろう邪心のない人びとや共和主義者たちに指導が委ねられることになる政府がもたらされるからだ。

高邁な人民よ。君たちの救われる道は、君たちに対する抑圧者どもに敢然と立ち向かう、君たちの感嘆すべき忍耐力のうちにある。彼らを監視することを恥じてはならない。彼らが君たちの擁護者たちを苦しめ続けている災禍は、君たちには十分に理解されているのであって、今後君たちが彼らの巧妙な愛国心に騙されることはもはやありえない。威厳に満ちた態度をとりたまえ。君たちの強力な復讐心で武装したまえ。それによって、君たちの主権を侵害する現代のタイタン〔巨人〕を粉砕したまえ。君たちの勝利を思い起こしたまえ。君たちになおも回避すべき災いが残されているとすれば、獲得すべき戦利品が依然として君たちには存在するのだ。

## 訳注

〔0〕前号にも記したように、「証拠書類 一」は紙幅の関係で収録しえなかつた。ただし本号以後に収録する証拠書類番号はオリジナル版のままにしてある。

- [1] フランスの海軍は九三年からイギリスと戦ったが、兵器廠は十分に稼働せず、将校も兵員も不足しており、合計艦船数わずか四二隻の兵力であった。しかも軍港ブレストとロリアンはヴァンデの乱への対応に追われ、トゥーロンは同年八月二十六日にイギリス海軍提督フッド (Samuel Hood 一七二四〜一八一六年) との間の合意に基づいて、平和が回復されるまでイギリス海軍の管理下に置かれた。フランス海軍は戦力の半分を失ったのであり、九三年一月にトゥーロンが奪回された際には、一三隻の艦船と兵器廠が放火された。
- [2] ビット、ウィリアム William Pitt (一七五九〜一八〇六年)。八三年からイギリスの首相。八六年に英仏通商条約に調印。フランス革命開始以後、対仏大同盟に資金援助し、フランスの革命政府からは「人類の敵」と呼ばれた。
- [3] コプール公 (ドイツ語ではザクセン＝コーブルク公)、フリードリッヒ・ヨシアス Friedrich Josias, duc de Saxe-Cobourg (一七三七〜一八一五年)。オーストリアの元帥。九二年以来、オーストリア軍の司令官として対仏戦を指揮。前項のビットとならんで、フランス革命に対する対仏大同盟のシンボルの存在であった。
- [4] シャレット、フランソワ・アタナース・ドラントリ François Athanase de La Contrie Charette (一七六三〜九三年三月二九日)。海軍将校。蜂起したヴァンデの農民から請われて、叛乱軍の指導者に。九三年六月一〇日にマシユクルを奪回するも、ナント攻略に失敗 (九三年六月二九〜三〇日)。九五年二月にラ・ジョナイの和約を結ぶが、六月末から再び軍を指揮。ルイ十八世から国王軍最高司令官に任命されるが、九六年三月に共和国軍の捕虜となり、ナントで銃殺。
- [5] ストフレ、ニコラ Nicolas Stofflet (一七五一〜九六年二月二六日)。ヴァンデ蜂起の初期からの指導者。ラ・ジョナイの和約以後も戦闘を続行していたが、九五年三月二日にサン＝フロランで和平を結んだ。しかしキプロン半島上陸事件以後、九六年一月末から再び叛乱軍の指揮を執った。捕虜となり、アンジエで銃殺。
- [6] コルマタン、ピエール・ドゥゾトゥー (通称、男爵) Pierre Dezoteux Cornatin (dit baron de) (生没年不詳)。オリジナル版、エディシオン・ソシアル版ともコマルタン Cornatin と記すが、Cornatin の誤記。九三年二月に公会が三〇万人の兵力徴募を独身者に対するくじ引き tirage au sort で行うことに對する抵抗運動として、とくにブルターニュ地方ではシュアヌリ (梟党) の蜂起やゲリラ戦が発生した。「カトリック王党軍」の指揮官。九三年五月に逮捕され、軍法会議で死刑。
- [7] サピノー・ド・ラ・レリ、シャルル・アンリ・フェリシテ Charles-Henri-Felice Sapinaud de La Prairie (一七六〇〜一八二九年)。志願兵として入隊、八九年に中尉で除隊。九三年三月から伯父のサピノー・ド・ラ・ヴエリ (Sapinaud de

La Verrie (一七三八〜九三年) が指揮するヴァンデ中央軍に参加、伯父の死後、中央軍の指揮を執り、ロワール河周辺で共和国軍と戦闘。九五年二月にラ・ジョナイの和約に賛成。王党派であり続け、王政復古期に男爵、貴族院議員に。

[8] ラ・ジョナイの和約 *la convention de La Jaunaye*。九五年二月一七日、ヴァンデの乱の指導者シャレットと国民公会との間で結ばれた休戦協定。降伏したヴァンデの叛徒に大赦を与え、兵役免除と信仰面での宣誓拒否司祭とを認めた。

[9] 九三年二月にイギリスと開戦すると、フランスはオランダ共和国(ネーデルランド連邦共和国)とも戦争状態に。九四年二月、ビシュグリユ率いる北部方面軍がイギリスの影響下にあった今日のオランダを占領し、バタヴィア共和国を樹立。

[10] 九五年四月五日にプロイセンと和平条約を結び、ライン河左岸をフランスに併合した。七月二日には日スペインと和平条約を結び、フランスはサン・ドマング東部を領有。

[11] サラダグン、ジャン・パティスト・バティスト *Jean Baptiste Michel Saladin* (一七五二〜一八一二年)。立法議会議員として、宣誓拒否司祭と亡命者に厳しい立場。公會議員にも選出され、ジロンド派に接近。公会から排除されたが、復帰後に旧公安委員会メンバーの断罪を推進。共和暦第四年ヴァンデミエール前後から王党派に接近し、亡命。

[12] ローモン *Launont*。マルク・アントワヌ・ローモン *Marc-Antoine Launont* (一七六一〜没年不詳) のことと思われる。九一年に立法議会議員、後に五〇〇人院議員。一八〇六年には立法院議員。

[13] オーギ、ピエール・ジャン・パティスト *Pierre-Jean Baptiste Auguis* (一七四二〜一八一〇年)。軍人で八九年に竜騎兵隊長。九一年に立法議会議員、九二年に国民公会議員。テルミドール後にマルセイユでロベスピエール派を断罪。公安委員会のメンバーに選任され、ジェルミナル一二日にはフォールへの攻撃で負傷、プレリアール日には部隊の先頭に立つて公会を民衆から解放。共和暦第四年には元老院議員、第六年には五〇〇人院議員。ブリュメールのクーデタを支持。

[14] ラリヴィエール(アンリ)、ピエール・フランソワ・ジョアシャン *Pierre-François Joachim Henry-Larivière* (一七八一〜一八三八年)。立法議会議員、亡命者に厳しい態度。公會議員にも選出されたが、二人委員会のメンバーとして山岳派を攻撃したがゆえに九三年六月に逮捕。脱走して恐怖政治期には潜伏。九五年三月に公会に復帰後は公安委員会メンバーとなって山岳派の残党狩りを展開。その後王党派に。

[15] デュモン、アンドレ *André Dumont* (一七六五〜一八三六年)。公會議員、ソム県とオワーズ県に派遣されて、聖職者を多数逮捕。反ロベスピエール派となり、テルミドール後に山岳派を弾圧。

- [16] イ、エ、スの仲間 *Compagnies de Jesus* (ou Jehu)。九五年にリヨンで組織され、恐怖政治に関わったとされるジャコバン派数千人を殺害。おそらく王党派の差し金によると思われる白色テロ集団。六月に公会が介入してこの白色テロは終息。
- [17] 太陽の仲間 *Compagnies du Soleil*。前項の「イエズの仲間」を真似て、九五年前半にプロヴァンス地方で組織された武装集団で、おそらくはテルミドール派の人民代表委員が後押し。マルセイユ、トゥーロン、タラスコン(南仏ブーシュ＝デュ＝ローヌ県)の監獄を襲って、ジャコバン派数千人を殺害。
- [18] ボワセ、ジョゼフ・アントワヌ *Joseph Antoine Boisset* (一七四八―一八一三年)。公会議員。南仏の諸県に派遣されて、徴兵を推進。テルミドール以後、アン、アリエ、ソーヌ＝エ＝ロワール県に派遣されて恐怖政治家を解職し、貴族、亡命者の親、宣誓忌避僧を釈放。九五年四月にはローヌ県などで共和派に対する弾圧を行い、五月五―六日の夜、獄中の共和主義者が虐殺されるのを放置。
- [19] カドロワ *Cadroy*。不詳。
- [20] シャンボン *Chambon*。不詳。
- [21] マリエット *Mariette*。不詳。
- [22] イスナール、アンリ・マクシマン *Henri Maximin Isnard* (一七五五―一八二五年)。立法議会、国民公会議員。ジロンド派への追及を逃れて、潜行。テルミドール後、九五年二月に公会に復帰し、五月にブーシュ＝デュ＝ローヌ、バス＝ザルプ県に派遣され、ジャコバン派恐怖政治家への厳しい弾圧を行い、マルセイユのサン＝ジャン要塞に囚われていた革命家に対する虐殺を放置。
- [23] 金びか組 *bande dorée* (金びか青年組 *Jeunesse dorée*)。第二章訳注〔35〕の補注〔\*1〕を参照。フレロン *Féron* については、第一章原注〔20〕の補注〔\*1〕を参照。